

衆議院 環境委員会 議 録 第 十 四 号

平成十四年五月二十一日(火曜日)

午前九時二十五分開議

出席委員

委員長 大石 正光君

理事 熊谷 市雄君 理事 西野あきら君

理事 柳本 卓治君 理事 山本 公一君

理事 奥田 建君 理事 牧 義夫君

理事 西 博義君 理事 樋高 剛君

理事 奥谷 通君 理事 亀井 久興君

理事 木村 隆秀君 理事 北村 直人君

理事 小泉 龍司君 理事 小林 興起君

理事 阪上 善秀君 理事 七条 明君

理事 中本 太衛君 理事 菱田 嘉明君

理事 三ッ林隆志君 理事 望月 義夫君

理事 山本 有二君 理事 小林 憲司君

理事 小林 守君 理事 五島 正規君

理事 佐藤謙一郎君 理事 鮫島 宗明君

理事 田端 正広君 理事 武山百合子君

理事 藤島 正之君 理事 藤木 洋子君

理事 金子 哲夫君 理事 西川太一郎君

環境大臣 大木 浩君

環境副大臣 山下 栄一君

環境大臣政務官 奥谷 通君

政府参考人 (厚生労働省労働基準局安全衛生部長) 播 彰君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 大井 篤君

政府参考人 (国土交通省総合政策局長) 岩村 敬君

政府参考人 (国土交通省海事局長) 安富 正文君

政府参考人 (国土交通省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 飯島 孝君

政府参考人 (環境省地球環境局長) 岡澤 和好君

政府参考人 (環境省環境管理局長) 西尾 哲茂君

政府参考人 (環境省自然環境局長) 小林 光君

環境委員会専門員 鮎田 賢一君

委員の異動 五月二十一日

辞任 小淵 優子君

補欠選任 中本 太衛君

田中眞紀子君

北村 直人君

望月 義夫君

七条 明君

近藤 昭一君

小林 憲司君

佐藤謙一郎君

藤島 正之君

武山百合子君

同日 辞任 北村 直人君

補欠選任 田中眞紀子君

山本 有二君

小淵 優子君

原田昇左右君

近藤 昭一君

鮫島 宗明君

武山百合子君

五月二十一日

鳥獣保護法の改正及び野生生物保護法の制定に

関する請願(金子哲夫君紹介)(第三二九〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第八四号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律

の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生

労働省労働基準局安全衛生部長播彰君、経済産業

省大臣官房審議官大井篤君、国土交通省総合政策

局長岩村敬君、国土交通省海事局長安富正文君、

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長飯島

孝君、環境省地球環境局長岡澤和好君、環境省環

境管理局長西尾哲茂君及び環境省自然環境局長小

林光君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存

じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

○大石委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。奥田建君。

○奥田委員 おはようございます。民主党の奥田

建でございます。ありがとうございます。

長く審議をしてまいりました地球温暖化対策法

案、締めくくり、最後の質疑ということで、重複

する点もあるかと思っておりますけれども、どうか確認

の意味も含めて大臣を中心に質疑をさせていただ

きたいと思っております。

そして、金曜日、六時間の審議を持ちましたけ

れども、ちょうど並行して、テロ特措法の延長の決

定と報告というものもありました。私自身も、テ

ロ特措法の委員会と兼務しておりますので、当委員会

の終局間際の時間を少し行つて、ちょっと防衛庁

長官の報告あるいは皆様の意見を拝聴させていた

だいた次第でございます。

五月十七日の閣議及び委員会報告といった形

で、テロ対策特別措置法における半年間の支援活

動の延長といったことがなされましたけれども、

大木大臣も、閣僚の一員としてこのことを了承さ

れたものと思っております。

まず、大臣が今回の派遣延長に賛成なされまし

たその理由といったものを、環境委員会ではござ

いますけれども、一言御説明をいただきたいと思

います。

○大木国務大臣 私、閣僚の一員として延長に賛成したという立場であります。これは基本的には、やはり昨年自衛隊を派遣すると決定いたしました当時の基本的な状況というのが依然として、国際的なテロの活動というのが続いておる、特にアルカイダを中心とする活動というのが現在も存在するという判断を、政府としてはそういう判断のもとに今回決定したわけでございまして、私も、そのとおりだと思っております。

我が国としては、昨年以來、憲法の範囲内でできるだけことはひとつ国際協力をするということとで、自衛隊を派遣してまいりましたので、今回も、そういう状況が続いておるということでありますから、引き続き必要な延長措置をとったというふうに私も理解しておりますし、その情勢判断を、私としても、個人としてもそのとおりだと判断しております。

○奥田委員 今のアフガニスタンの状況といったものが、政府の立場と、そして質問に立たれる方の中で、私には違いがあるように感じたわけでございますけれども、私自身も、自衛隊の海外派遣ということ、あるいは、武力の衝突があった、そういう状況の中での派遣というのは、戦後の歴史を見れば大変重大な決定であつたと思っております。

そしてまた、この見解の違いというところの中で、テロ特措の特別措置法、これは正式名称の長い名称の中にもありますように、九月十一日のアメリカで起きたテロへの対応という、そういった限定された中で国会での採決、決議であつたというふうには認識しております。

現在のアフガニスタンの状況というのは、山岳地域で局地戦という形で戦場があるやに聞いておりますけれども、国内においては復興ということが最大の課題でありまして、今の新政府自身もそちらに力を注いでいる。言うまでもなく、制空権や制海権といいますが、そういったものも今の政府といいますがアメリカ軍が完全に制圧している。こういった状況の中で、果たしてこの特別な法を延長する理由があつたのか。

今、そういった認識のお互いの立場の違いというものも含めまして、もう一度、大臣の賛成の根拠、あるいは大臣の今のアフガニスタン状況の認識といったものを示していただきたいと思ひます。

○大木国務大臣 アフガニスタンの国内におきましてはある程度状況が回復しつつあるということはそのとおりだと思いますが、今後も復興について世界各国が協力してそのために努力するということは当然であります。同時に、今回のテロ活動というのは、単に九月十一日のその事件も何か一人の人が急に思いつきにやつたということではなくて、いろいろとその背後には大きな組織とか、長い時間をかけてのいろいろな動きというものもあつたやにいろいろと情報もあるわけでございますし、現実にアルカイダの運動というものも、広い意味におきましては、残念ながら終えんしていないということでございますから、私は、自衛隊を必要に応じて派遣できるという体制は依然として確保しておくべきだというふうに考えております。

○奥田委員 この問題を長くやつてもあれですから、大臣に最後に一つだけ聞きたいのですけれども、閣議の方では、例えばこの延長によって、今

インド洋にいる自衛艦、こちらの方がどういう体制になるのか。例えば何隻の護衛艦がずっと出動することになるのか。あるいは、半年という期限の中で、これは新聞報道にも出ておりますけれども、予算的にどのような予備費を要求するのか。あるいは、私どももちょっと委員会に行つて意外だったことが、こういった基本計画の変更というのは再度国会承認を要するんじゃないかと思つたのですけれども、報告で済むというようなこととすけれども、そういったことについての御説明や質問というのは閣議の中でありましたでしょうか。

○大木国務大臣 御存じのとおり、閣議というのは非常に時間にも限られておりますから、そこで詳細な議論というのをやっておりますけれども、また非公式にいろいろな意味で私どもも情報はいただいておりますから、これは、私どもが判断するに必要な情報というのは関係方面からいただいておりますということでありまして。

○奥田委員 長く一つの問題を閣議では扱わないかもしれませんが、大変重大なことでありますし、そしてまた、私の聞いておることは、数字を正確に言つてくれとかそういうわけじゃありませんけれども、非常に新聞報道にも、連日と言ひまされけれども、十七日の後の十八日には当然、そして今日の新聞にもある新聞には書いてあるようなこととございます。といひますのは、そういった予備費につきましても、大変不自然で、あるいはなかなか私どもが見れば納得いかない点がございます。

大臣、では、こういった今回の出動延長ということの中でどれだけの予備費を要求されているか、そういったことは当然御存じかと思ひますけれども、お答えいただきたいと思ひます。

○大木国務大臣 今ちょっと手元に数字を持つておりませんが、そういう予備費を使うというところで、こういった予備費がどれだけのものが必要かということについては、閣議の方でも御説明をいただいております。

○奥田委員 これでやめますけれども、例えば、これは新聞報道で問題意識でありますし、また、そういう報道を見ればだれもおかしいと思つたこととございますけれども、これまでの半年の出動の中で五百十億の予備費を要求して、三月末といひえ九十一億の消化がある。さらに、これから事態が落ちついてきた中で半年の延長で五百十億、この前の出動で九十一億の消化であるのに、五百十億の予備費要求をしている。

こういったことは、私どもも情報を目にすればおかしいと思つて指摘することとでございますし、あるいは閣議の中でもそういった一つ一つの、では、これからどうなるんだ、どういう体制になるんだ、あるいはその予算要求というのがどういふ形で何に使われるんだ、そういうことは、私たちに今確かに決議権がない中での報告を聞いてのこととありますから、ぜひとも一つ一つの問題意識を持つて閣僚としての対応をお願いしたいということとを申しまして、本題の方に入らせていただきたいと思ひます。

この法案も、温暖化対策の方ですけれども、多くの方からいろいろな問題点、懸念が示されました。この法案で果たして温暖化対策の実効性が伴うんであろうか。あるいは、今示された地球温暖化対策大綱、これをベースにして大丈夫なんだらうか。あるいは、国際関係の中では、この条約のスタート自身が、日本が大変不利な要件を背負つたままスタートするんじゃないか。あるいは、条約に対する参加国、これが地球ベースで取り組みを行おうというときには少な過ぎるんじゃないか。さらには、教育あるいは啓蒙の大切さ、新しい技術への期待といったものが、皆さんの口から問題提起あるいは要請といったものがありま

す。

当然、温暖化という地球問題に対しての取り組みに、先進国と言われる、ある意味で豊かさを享受させていた私どもに大きな責任があり、その先頭を走つていかなければならない、そういった認識あるいは使命感といったものについ

ては皆さん共通かと思ひますけれども、私自身も、今法案として大綱を見させていたでいる限りにおいては、やはりその現実性という中で幾ばくかの懸念を抱いている一人でございます。そういったことも含めて、大臣に質疑をさせていただきます。

まず、これから京都議定書の目標達成計画、これがつくられてまいりますけれども、大綱を裏づけるものとして大変重要なものであると皆さんも認識していただけたと思ひます。この達成計画の作成に当たつて、タイムスケジュールと、そして中心になつてそれをつくり上げていく機関といったものについて、大臣の御説明をいただきたいと思ひます。

○大木国務大臣 細かい点は別といたしまして、まず、大枠を御説明させていただきたいと思ひます。

きょう、実は議定書の方もいろいろと日本国内でも今批准の手続を議論していただいておりますのでございまして、京都議定書が発効いたしましたら、これもまた世界各国が、必要な数の国が参加いたしましたら、発効はしますが、発効いたしましたら、速やかに本法、本法というのはこの今御審議していただいております法案であります。本法により設置されます地球温暖化対策推進本部におきまして、ですからこれは閣僚が全部入つてということとありますが、計画の案を策定し、そして閣議で決定するというのがその一番大枠であります。

その際には、あらかじめ地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議、これは、御存じのとおり、地球温暖化問題というのは、環境省ばかりじゃなくて、関心を持つておる、あるいはいろいろな所管事項を持つておる省庁は多いわけでございますから、約十五ぐらいだと思ひますが、いろいろな審議会が、例えば交通政策審議会だとかあるいは資源エネルギー調査会だとか林政審議会だとか、いろいろと各省が持つております審議会がありますので、その審議会の代表に集

まってもらいまして、今の関係審議会合同会議と
いうのを行う。そこで、専門的な知識を持つてい
る方がそろっているわけですから、その合同会議
におきまして意見を聴取して、一つのいろいろな
対策をまとめていただくということが基本であり
ます。

もちろん、その間にまた国民各界の意見を幅広
く聞く、これにつきましてはまだ形までは決めて
おりませんが、当然にそういうことも考えて
おります。

○奥田委員 次の質問も重なることになるかもし
れませんが、この目標達成計画作成に当
たっては、策定段階からの市民参加あるいは市民
参画、国民参画と言った方がいいのでしょうか、
こういったことが大変重要であるということは多
くの委員からも指摘されております。

パブリックコメントというのは当然かと思ひ
ますけれども、政府として、現在、達成計画の策
定に当たりまして、国民参加といった手段をどの
ように確保しようとしているのか。パブリックコ
メント一つとりましても、ずっと一年ぐらいのス
パンで長く広く意見を求める、あるいはそしてそ
れを反映させるということなど、政府の具体的な
提案というものがあれば大臣の口から再確
認させていただきたいと思ひます。

○大木国務大臣 いろいろと考え方はあると思ひ
ますが、正直申し上げまして、政府としてこれだ
という最終的な形というものは、あるいは手順と
いうものはまだ決めておりません。

先ほど申し上げましたように、専門家より成り
ますいろいろな審議会があつて、その審議会の合
同会議の方でいろいろな討議をしていただく。そ
れと並行してどうやって市民団体の参加をしてい
ただくかということとは、実は具体的にはまだ決
まっていないんですけれども、各審議会なりある
いは政府全体としていろいろこれから討議を進
める段階におきまして、こういうことについては
もって国民の意見を聞くべきではないかというよ
うないろいろと御意見が出てくると思ひます。

で、そういったものを審議会の進行状況ともにら
み合わせながら、国民の、市民団体などの意見を
聴取するという方式をだんだんに固めてまいりた
いと考えております。

○奥田委員 最初のまぐらのテロ特措で大部分時間
を使い過ぎましたので、ちょっと足早に行かせて
いただきたいと思いますけれども、今の目標達成
計画に関連した質問ですけれども、一つの中でこ
の重要性というものをかんがみたときに、国会へ
の報告ではなくて、やはりこういった中でその中
身を審議できるように、委員会での審議あるいは
国会での採決、決議といったものが必要かと私は
思うんですけれども、大臣はいかがでしょう。

それとも一つ、国会決議についてこの見直
し時期、大臣の方も必要性があれば柔軟にとい
うようなお答えもあつたかと思ひますけれども、決
められております二〇〇四年と二〇〇七年の見直
しといった時期にかかわらず、政策としての対策
が必要になっていく場合は適時見直すというふう
に解釈してよろしいかということを確認させてい
ただきたいと思ひます。二点お願いいたします。

○大木国務大臣 まず、国会の御参加でございま
すが、これは私どもとしては、問題が、非常にい
ろいろと専門家の意見もまためなきやいかぬとか
いうことでありまして、途中の段階で全部国会で
御討議いただくというのはいや無理があるのじゃ
ないかということでありまして、随時その状況
は御報告することと、それからもう一つ、
先ほど委員からもお話がございましたように、
二〇〇四年、二〇〇七年、こういったのは、総合的
に一遍その時点できちっと全体的な見直しを行
うということとございまして、もちろん、
必要に応じて、その途中の期間におきましても、
こういう問題については一遍きちつと見直した
方がいいんじゃないかというような問題があれ
ば、その可能性は全く排除しておりませんので、
今後、状況の推移に応じてそういった中間的、今
の四年、七年のまた別の時期においても、問題に
よっては見直しを行うことは十分に考えら

れると思ひます。

○奥田委員 国会承認ということについてはお答
えただけでしませんでしたけれども、随時報告とい
う形をもつて皆さんに検討していただくという姿
勢を保つていただけるといふお返事であつたかと
思ひます。

本法案は、一九九〇年マイナスイクス六という枠を
つくり上げていくという大きな一つのかなめにな
る法案かと思ひますけれども、どうも大綱を讀
んでおりまして法案を讀んでおりまして、具
体あるいは数字を担保する部分というのが、や
はり別の法律に頼っている部分が多い。省エネ法
しかり、あるいは今国会で衆議院の方で追加しま
した新エネの特措法、あるいは森林・林業基本計
画といったところに現実の実効性を伴った部分が
担保される。担保が必要な部分、あとこちらで新
たにあるものといへば、民生関係のライフスタイ
ルへの言及、これは法案じゃなくて大綱の方です
けれども、そういったところが残っているぐらい
かなというふうと思ひます。

大臣として、これらの省庁あるいはこれらの法
律との整合性や関連性を持つて当たっていか
なければならぬわけでございますけれども、これら
の関連法について、私自身から見たら、具体策と
いうのはここの関連法の方が比重が重いんじや
ないかというふうな見解を持ちますけれども、こ
れらの関連法との関係について、大臣の御意見を
いただきたいと思います。

○大木国務大臣 今お話のございました省エネ法
だとか新エネ特別措置法だとか森林・林業法だ
とかそういったものは、いずれも今の京都議定書の
目標達成のためのいろいろな措置ということ考
えますと、非常に重要な、むしろ非常に重要な意
味では中心的な位置を占める法律だと思ひますけ
れども、ただ、法律自体は必ずしも地球温暖化対策
だけとしてつくられたものではないというござ
りますから、やはり、エネルギー問題をどうす
るかというのは、狭い意味での温暖化だけではな
くて、ほかの問題もかかわってくると思ひます。

し、森林につきましても全く同様だと思ひます。
したがいまして、地球温暖化対策を進めるため
の非常に重要な法律だと思つておりますし、ま
た、かなり具体的なことは、むしろ私どもの今御
審議いただいている法律よりは細かくあります
か、具体的なという書き込みもある部分もありま
すけれども、しかし、全体としてはやはり、やや
地球温暖化以外のことも頭に置きながらつくられ
ている法律だといふふうに思ひますので、非常に
大事なものであるから、これはそういったものと
の関連性ということとは十分に考慮しながら、今後
また私どもの地球温暖化対策を進める上におきま
しては、こういった法案との整合性というのを十
分考えながらいろいろな措置を進めてまいりたい
というふうと考えております。

○奥田委員 続きまして、京都メカニズムの部分
についての質問をさせていただきますと思ひま
す。

京都メカニズム自身、条約の中で、検討事項と
いうことで確たるものはまだ提示されておられ
ないけれども、その考え方といったものは既に示さ
れております。大綱の中では、国内対策に対して
補足的な部分といった形で、前の質疑にもありま
した原子力の部分以上に触れられている部分が少
ないかと私の目には見られます。

しかしながら、私は、一つのエネルギー効率を
ある程度世界の先端として達成している日本に
とっては、この部分は大変大切な部分であつ
て、また地球規模で考えたときに、日本ができる
技術的なあるいは資金的な支援といった中の貢
献をどうやって数字にあらわしていくかという、国
際交渉の中では、日本が吸収源以上に一番頑張
るべき部分ではないかといふふうに思つておりま
す。

こういった京都メカニズム、中でも開発途上
との関係におきますクリーン開発メカニズム、C
DMと呼ばれておりますけれども、こちらに対す
る政府の取り組み、あるいは国際社会への訴えと
いったものを大臣にお答えいただきたいと思います。

す。

○大木国務大臣 京都議定書をつくる段階から、まずは基本的には各国が自分で自主的にと申しますか、まず自分のところで温暖化ガスの排出を削減する、それが一番基本だぞというの、議論のスタートとしては全くそのとおりでありますけれども、しかし、それだけでは全世界的になかなか十分に目的が達成されない。ということになれば、今お話のございました京都メカニズムを積極的に活用してということも当然これは考えられるわけでございます。

ただ、これは日本国だけでなく、よその国とも協力しながらということでありまして、実際に行えば、例えば今お話のございました、開発途上国に対する技術の移転するといったような効果もあるわけですから、それはそういったプラスの効果というの十分考えながら今後進めてまいりたいと思っております。

ということ、私どもの方でも、CDMやら共同実施の事業における政府のいろいろな承認の手続とか国別の登録簿とか、そういった基盤整備は現在でも進めておりますけれども、関係各国との話し合いということになりますと、これは相手国もありますから、鋭意検討は進めておりますけれども、実際の話し合いというのはこれからの問題だということも考えております。ただ、その重要性というの十分認識しながら、これからも進めてまいりたいと思っております。

○奥田委員 ぜひとも日本の国際貢献と国益とを結びつけるものとして大切に、そして力強くこの部分を訴えて、このメカニズムの制度をつくっていただきたいと思います。お願いする次第でございます。

そして次は、地域協議会についての質問に移らせていただきます。地域協議会について、「日常生活に関する」という文言が入っております。大変私どもはこの文言にこだわっております。地域で協議する中で、日常生活に限らずとも、地域全体の中で自分たちができることを話し合うということがな

ぜできないのか。そこからの提案というものを制限するような文言に聞こえてきて、ひとつこの一文だけでも削除したいということも提案しております。

こういった地域協議会の役割として、日常生活に限らず、もっと多くの提案を広く求めているのではないかとという意見に対して、大臣の見解をお示しいただきたいと思っております。

○大木国務大臣 日常生活に関する事項というのは、何か自分の、個々のそれぞれの家庭の中だけというふうに見えますが、非常に狭くなってしまうんですが、必ずしもそういうことではございません。地方公共団体が中心となって、住民やいろいろな仕事をしておられる、商売をしておられる方々も入ってらっしゃることでもあります。

例えば最近、建物の断熱化とか、それから高効率の機器への取りかえとか、あるいはバイオマスエネルギーとしての廃食油等の利用とか、あるいは交通のことを考えましても、自転車道を整備するとか、そういったことは、家庭の中というよりは町の中での共通の問題だ、町づくりに資するいろいろな問題があるんじゃないかというふうにお考えいただいたらいいんじゃないかと思っております。

そういうことで、非常に単位としては小さいかもしれないけれども、それぞれの地方公共団体が中心となって、また地域の住民も参加していただきまして、自分たちの町をつくる過程において、また温暖化のためにも貢献していただくという考えを持って進めております。

○奥田委員 たまたまでございますけれども、ちょうど昨日、一橋大学の栗原教授という方からお話を伺う機会がございまして、その中で、ドイツの、オランダ、ベルギーに国境を接するようなアーヘンという町のお話を聞かせていただきました。小さな町で、歴史はすごく古く、落ちついた町のように思われるけれども、そういった小さな町でやった取り組みの中で、経済学者の栗原先生がおっしゃるには、アーヘン・モデルというようにな

ものができている。

それはどういうことかという、在来エネルギーと自分たちが大きく伸ばそうとする太陽光発電、そういった大きな価格差があるものを、自分たちの住民の人たちの小さな負担で、例えの話ですけれども、在来の電気料金に一元の上乗せをして、その上乗せをした分を自分たちの新しいエネルギーを伸ばすための、価格を埋めるための調整に使っていく。七年ぐらい前から取り組んでいる、それが成功しているということで、アーヘン・モデルという言葉が出ておるんでございますけれども、こういった住民の人たちが、自分たちがやばり望む方向に、全体が負担し合うことによつて、新しい姿をつくっていくことが可能であるというように、小さな町でもできる取り組み、あるいは町の持っている特性に対する取り組みといったものが、地域協議会の中では大変有効な提案としてなされることがあります。こういった例も含めまして、ぜひとも地域協議会の役割あるいは提言の機会といったものも大きな立場にしていきたいと思います。お願いする次第でございます。

政務官の方にも一つ質問をお願いしておりますので、最後の質問とさせていただきます。民生部門のライフスタイルへの記載といったものが大綱の方にはございまして、こういったライフスタイルへの記載というのが、国の国民に対する希望というかなど、あるいはこれから何らかの形で法的な拘束力を持つていくことなのか。ライフスタイルに対する法的拘束力というのは、ほかの法案でもなかなか見かけることがございませぬので、政府として、こういった記載が国民に対する何であるのか。私らは、悪い言葉を使わせてもらえば、これはやり過ぎると介入でないのかというふうな意見もございまして、その辺の御説明を政務官からいただいて、質問を終わらせていただきます。お願いします。

○奥田大臣政務官 いや、それは介入というように

なものではございませんで、これはやはり未来世代、将来世代に対する自発的な実践を促すものであるというふうにご考えております。

○奥田委員 持ち時間が終わりましたので、これにて終わらせていただきますけれども、ぜひとも各方面の多様な立場と意見のある中でのまとめ役として、これからも頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○大石委員長 委員長から一言申し上げます。

ただいま環境委員会を進めておりますが、与党の委員の方々が非常に少ないという異議を野党の理事からお話がありました。山本筆頭理事、ひとつ大事な時間でありまして、休憩というわけにはいきませんけれども、もしこれで、もう少したつて集まらなければ休憩をさせていただきたいと思っておりますので、その辺を含めて、ぜひきちんとメンバー、委員会の人たち出席を求めているのだと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きょうも感謝いたしております。

先ほど自民党の先生は一人しかいらつしやなかった。前回の委員会でも全く同様の事件が起きまして、本当に私はもうこれは、地球環境の問題は国際問題であるにもかかわらず、これほどのいたらくかというふうな申し上げざるを得ないわけでありまして。もちろんいろいろな日程、もちろん委員会も重なっているのもわかりますけれども、さはさりながら、これはきょうは採決の日なんです。採決をして、しかも緊急上程をして、そして衆議院の本会議できょう上がるときなんです。こういうときに、しっかりとやっていただかなくちやいけないと思うんですが、大臣、いかがお考えになりますか。

○大木国務大臣 私自民党の議員でございますから、ぜひひとつ、自民党の理事さん、いや、理事さんばかりではなくて、理事さん、それから委

員の方々にできるだけ御出席をお願いしたいと思っております。

○樋高委員 これは本当に笑い事ではないのでありまして、この環境の問題、今政府は一生懸命、環境と経済の両立、そして環境の世紀にするんだということを言っておりますけれども、ちよつと言っていることとやっていることと違うんじゃないかという思いをするわけですが、私もとまらなくなりましたので、この辺で終わりにしたいと思います。

さて、今回の地球温暖化対策でありますけれども、まず冒頭に、大臣からの力強い御答弁をいただきますして、約束をしていただきたい。それは、政府の率先実行ということについてであります。今回の法律案にもそもそもうたわれておりますけれども、国の機関もしくは地方公共団体、県庁さんですとか市役所の庁舎、建物、町役場、村役場の建物、CO₂を排出しております。もちろん紙もどんどん使います。やはり政府がまずは隗より始めろ、もしくは地方公共団体が率先して見本を見せる、そして、企業の方々、地域の方々、国民の皆様方に御理解を得て、そして、みずからもって信頼関係のもとに協力をさせていただくということが欠かせないと私は前回の委員会で申し上げました。

これはそもそも条文に書いてありますので、そうすることになっていきたいと思います。それが、問題点はただ一つ、公開されてない。自主的に公開しているところもあれば後ろ向きなところもあるわけでありまして、やはりこれは、環境省さん自身は一生懸命やって、公開をして結果の公表までやっていることはよくわかっておりますけれども、環境省さんだけではだめなわけでありまして、国及び地方公共団体の機関そのものが、排出計画の立案、公表、そして実行、その結果を公表するのに、法にのっとって率先してしっかりと実行していただきたいと思うのであります。いかがでしょうか。

○大木国務大臣 政府及び地方公共団体といたし

ましては、地球温暖化対策推進法によりまして、いろいろと自分たちの温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定、そしてまたそれを公表するということは既に義務づけられておるわけでございます。

ただ、なかなかその作業が、一応義務づけられておるけれども、それでは順調に進んでおるかというところになれば、いろいろと御批判もあると思っておりますけれども、とにかく、今お手元に提出しております法案もいよいよ最終段階にきております。こういうものもだんだんに国会の御協力によって通っていくわけでございますから、そういったものもひとつ土台にして、政府及び地方公共団体としても、よりよく目に見えるような、ひとつまず隗より始めると申しますか、先頭に立っているいろいろと努力を続けてまいりたいというふうと考えております。

○樋高委員 目に見える形で、それぞれの地方の公共団体なり、もちろん国の出先機関も含めての話でありますけれども、しっかりと行っているのだきたいと強く要望させていただきたいと思えます。

さて、前回の委員会の際にも申し上げましたけれども、宿題ということで私は大臣に預けさせていただいた一点があります。これは、具体的に御答弁がない場合は私は委員会を進めることができないという思いでお伺いをさせていただきまして、けれども、非常に基本的なことでもあります。強化のための措置として、いわゆる地球温暖化防止活動推進員について、その人数についてであります。

今現在、全国で約千五百名しかいないというところでありまして、少な過ぎるのではないかと申すところまで申し上げました。では、将来的にはいつごろまでに何人の規模を目指す予定か。これは、現実問題として、目標を定めてもできない場合もあります。だけれども、やはりそこにはビジョンがきちとなくちゃいけない。もう本当に基本的なことなんですけれども、数字を含めて、

時期を含めて、お答えをいただきたいと思えます。

○大木国務大臣 活動推進員が非常にまだまだ少ないということは御指摘のとおりでございます。本年四月一日現在での勘定によりまして、現実には推進員がきちと配置されているのがまだ二十一道府県ということで、人数にいたしますと千八百六十九名だと思えますが、いずれにしましても、千八百何名というふうなことで非常に少ないということでございますから、私どももいたしましては、まずは現在推進員が置かれていないところ、ひとつ置いていただくというところからスタートして、全国的には、現在二十一道府県で千八百何名という数字でございますが、できるだけ早くくまは全国的に、各県全部に、各都道府県全部に配置するということ、四千人数度を実現いたしたい。

いつまでというお話になりますと、できるだけ早くということ、まずは、できるだけ早くという方がむしろいつまでというよりは、とにかく、よその方は置かれておるのに置かれていない都道府県というのがあるわけですから、そういうことも、の、できるだけよそと一緒にやれるようにということをお願いいたしますので、これは、今のところ何月何日までとは申しませんが、今がちょうど五月でございますから、とにかくことしじゅうにでもできるだけ早くやりたいと思っております。

○樋高委員 ことしじゅうに四千名というふうな理解をさせていただきまして。
防止活動推進センターは、現在十一カ所しかございません。今後、何カ所を目標に、いつまでに設置をなさる御予定でしょうか。当然、全国の都道府県津々浦々までやられるはずだと思いますけれども、防止活動推進センター、今たつたの十一カ所しかない、いつまでに何カ所設置をする目標でしょうか、具体的に伺いをいたします。

○大木国務大臣 残念ながら、御指摘のとおり、都道府県のセンターというのは十一カ所しか

できておらないわけでございますが、今度からいろいろと、どういった団体にセンターの仕事をしてもらうかというようなことも含めまして、今回の改正法案におきましても、対象になるそういった団体の対象にNPO法人も追加するというようなことで、さらに増加することを促進したいと思っております。

今、私は、とりあえずは、いつまでということについては、これもなかなかやってみないとあれですけれども、都道府県のセンターにつきましては、全部置けば四十七ということになります。これはことしじゅうということもちよつと申し上げられないので、一応私どもの方では、三年以内には完全にそろえるということを一つの目標にしております。

○樋高委員 三年以内ということでは、今、二〇〇二年、もう二〇〇五年にまでかかってしまふ。いわゆる環境省さんがおっしゃっている第二ステップに入っちゃうわけですから、ちよつと遅過ぎるではないか。

本当に、環境問題というのは前倒し前倒しできちつと目標を定める、それは数と期限、私はこれが絶対に外せないものである。もちろん、大臣というお立場ですから、言ってそのとおりにならないかつたら困るよという部分もあるのも確かにわかります。しかしながら、大臣のリーダーシップ、環境省がリーダーシップをいかにとるかということが今問われているわけがあります。特にこの地球温暖化問題、これはもう全部の役所にまたがるような、環境問題すべてですけれども、とても重要な案件でありますから、この期限と数についてしっかりと、オフィシャルには公にできないにしても、省内できちつと指示をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、地域協議会の話ですけれども、市町村ごとに設立をするということでもあります。すべての市町村、今約三千三百弱ですか、三千三百の市町村への設置をいつごろまでに目指される御予定でしょうか。

○大木国務大臣 これは、地域協議会の方は市町村ごとの設立ということで、正直申し上げまして、やはり全国の市町村にも、いろいろなところの温度差もありませんし、それから、いろいろな理由でなかなか簡単に進まないというようなところもあると思います。

ということですが、どういふふうにしてこれから特に民生部門の温暖化対策を進めていただくかというところのモデル事業を、地域協議会が企画して中心になって実施してもらうということで、そのために全国的に地域協議会が設立されるようにということでありまして、これは、要するに、今いろいろなところで現実に出てくるものがあるという活動をしてもらえるかというようなことをもう少しよくわかるように説明して、できていないところにはまたひとつ頑張っていたら、そういうことであるかと思っています。

この問題について、私も、今のところ具体的にいつまでとか幾つということではなくて、対象も多いわけですが、今から極力努力はいたしますが、今のところ数字で出すほどのものはちょっと持ち合わせてはおりません。

〔委員長退席、奥田委員長代理着席〕

○樋高委員 ちよつとビジョンが欠如しているんじゃないか、こう指摘せざるを得ないわけでありまして。こんな簡単な方針も出せない。本当にこれは基本的なことです、今回法案でもうたつておりますが、地域協議会にしろ、防止活動推進センターにしろ、活動推進員にしろ。一生懸命頑張る、汗をかくんだ、そのお気持ちはよくわかりますというか、わからせていただきたいと思えますけれども、しかしながら、意気込みだけでもだめなわけでありまして、いつまでに何力所やるんだということ、きちっとリーダーシップをとってやっていただきたいというふうに思います。

これは、今環境委員会にいらっしゃる先生方、そしてきょうは衆議院を通る予定でありますので、責任があるんです。責任があるからこそ申し

上げていますわけでありまして、こういう本当に簡単なことなんですけれども、私は、こういうところのビジョンこそ重要であるというふうに思っています。幾ら法律で地域協議会とたつてみたところで、では、その後は一生懸命努力しますだけじゃだめだというふうには私には思っていますので、しっかりとお願いをいたしたいと思えます。

続きまして、地球温暖化問題に關しましては外すことのできない新エネルギーについてであります。

経済産業委員会でも、いわゆる省エネ法、新エネ法の審議をなさっているやに伺っておりますけれども、やはり自然環境に負荷が極力少ないエネルギー供給体制の確保ということが外せない。しかしながら、今の経済界では、例えば電力の自由化の波に乗って、やはりコストの安い方に流れてしまう。それはもう仕方がない、そういうふうなインセンティブが働くのであれば、では、その中でどうするかというのが環境省に課せられた大きな課題であるというふうには私は思っております。

二問まとめてお尋ねをさせていただきますけれども、新エネルギーにつきまして、なるべく環境に負荷をかけないようないわゆる新エネルギーを加速度的に、例えば風力発電なり太陽光発電なり、もしくはバイオマス発電なりを加速度的に導入を図らなくちゃならないということはもうはっきりしているわけでありまして、そのための制度の構築と取り組み状況、そして今後どのようになさっていくかというふうには考えているのか、まず一点であります。

そして二点目が、私、考えますに、コージェネレーションなり、視察にも行ってまいりましたけれども、やはり天然ガスのパイプライン、外国は極めて戦略的に、物すごいコストのかかることではありますから、パイプラインを国の施策としてきちつと敷いて、そして安定供給を確保しているというのが外国の事例であります。

日本もさまざまな、大陸の方からもいわゆる新

しい天然ガスが埋蔵されているところが見つかりたりして、今ある意味でチャンスなわけでありまして、けれども、やはり私は、民間だけではなくて、国が主導して、国が責任を持って、計画的に天然ガスのパイプライン、今は天然ガスを運ぶために一生懸命CO₂を排出している、自動車でCO₂を排出しているというのが現状でありますから、コストが高いという部分もありますので、基幹網を整備等、いわゆるエネルギー供給サイドの国を挙げての新たな今までのない政策、つまりインフラ整備が必要だと考えますけれども、いかがお考えでありますか。

〔奥田委員長代理退席、委員長着席〕

○大木国務大臣 エネルギー問題というのは、もちろん環境問題と非常に密接に関連はしておりますけれども、エネルギー問題としてのまた取り組むというの、経済産業省、あるいは物によりましては農水省等々いろいろと研究しておられるわけでございます。地球温暖化の推進大綱の中では、新エネルギーの導入対策ということで、太陽光発電や太陽熱利用施設の導入に対する補助とか、あるいは技術開発や実証試験の強化とか、普及啓発のためのいろいろな施策とか書いてござい

ますから、こういったものは私どもとしても大いに進めたい、あるいは自分のところの問題であれば進めたいということで、環境省としては、例えばバイオマスエネルギーを導入しようとする地方公共団体への補助制度ということで、ある程度の予算措置もしておるわけですが、今のエネルギーというものをどういふふうに使おうかというのは、現在もまだ環境省だけで、自分が中心になって強力に推進するということまで、正直に申し上げましてなかなか行っておりません。

これは、これから関係各省とさらに連携を深めたいということでありますから、今御審議していただいております法律等も通っていけば、そういったものもまたひとつとして、実際にどういふふうにしたら温暖化対策との関連で新しいエネルギー対策がさらに強力に進められるかという

ことは、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、たしか天然ガスのお話がございました。天然ガスについては、前の委員会でも、ちよつと今忘れちゃったけれども、既に質問が出ておったと思いますけれども、新エネルギーの供給拡大に向けたインフラ整備というのは、いろいろな意味におきまして必要だと考えております。

今度の大綱で定めましたように、例えば天然ガスのパイプラインの開発事業につきましては、安全基準の整備とか、あるいは低利融資でインフラ整備を進めていくというようなことは現実にうたつておるわけでございますし、国内におきまして、例えば新潟から仙台でしたかにそのパイプラインが既に行われておつて、これをさらに整備していくというようなこともありますし、この間もちよつと申し上げましたけれども、サハリン等で天然ガスの開発が進んでおりますから、将来はこれをどういふふうを活用するのか、あるいは、国内にそういったものとの関連におきましてまたパイプラインの整備というようなことは、具体的な問題として出てくると思います。

ただ、今のところ、まだ現実にどういふ形で供給されるというところまで行っておりません。外国も絡んでの問題ですから、まだ最終的には行っておりませんけれども、かなり時間はかかりましたけれども、そういうたよそからの天然ガスの供給というの、パイプラインというような形の普及というの、バイオマスというような形での普及ではないかということも可能ではないか、また効率的ではないかということも議論されておりますので、今、既存のもの、あるいは新しいものを含めて、新しいエネルギーの供給につきま

てのインフラの整備ということ、またこれから強力に、関係各省とももちろん協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○樋高委員 この天然ガスパイプラインは、やはり民間だけでは予算的に無理があるというふうに思います。一部の学者さんからは、もう日本国内だけでは資金調達は不可能だから、外資に頼つて

もいんじゃないかというぐらいにまで話が出てくるわけでありすけれども、やはり現実的な問題として、地球温暖化問題との絡みで考えますと、二〇一〇年まで、つまりあと八年後までにマインス六%というのを担保するためには、これでインフラ整備をやるうと思つたら、物すごく急ピッチでやらなくちゃいけないぐらいの問題であつて、しかも、また途中でいろいろなトラブルも起きてくると思ひます。

したがって、本場に今すぐにでも、これはもう環境問題だけじゃないと思ひます、もちろん、地域の住民のライフスタイルから始まつて、経済産業政策でもあるわけでありすし、さまざまな政策ともリンクした話でありすけれども、関連した話でありす、こういうときこそ、環境省がリーダーシップを持つてしっかりと行つてもいいんじゃないかというふうに私は思ひますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

政務官に伺いたいと思ひます。

内閣府の調査結果によりまして、夏時間制度につきましては、前回同様として前回の調査の数字は横ばいであつたということでありすけれども、私は、これは環境省さんの取り組みが怠慢であつたというふうに思ひます。努力が足りなかつたんじゃないかというふうに思ひます。それも、国民的議論を今一生懸命してゐるんだと言ひますけれども、とても国民的議論をしてゐると思ひえない。

しかし、先進国の中では夏時間制度を設けて、私、夏時間制度で一番いいと思ひるのは、現実的に電気の消費が少なくなるとかの問題もありすけれども、家庭の中であつて、子供が、お父さん、お母さんに、何でも夏になると一時間違うのと聞くとさうから始まると思ひます。そうしたら、お父さん、お母さんは、これは地球の環境のためなんだよと、一つ一つの家庭の中で環境教育が実は行われるわけですから、地域の中でも、すごく単純な話かもしれせんけれども、私は、そういうこと

ろから意識の啓発をするということが物すごく重要なんじゃないか。

もちろん、現実的にも、電気の消費量が少なくなつたりして効果はあるかもしれせんけれども、私は前回にも言ひましたけれども、こういうことやほり大きな、ドラスチックな政策をどんと出すということが本場に重要なんじゃないか。ましてや政務官が、先般言ひましたけれども、やがて将来大臣になるころには夏時間制度も当たり前の状況になつていくんじゃないかというふうに思ひます。努力が足りなかつたんじゃないかという点と、あと今後、導入に向けてどのように取り組まれるのか、見通しについて、この二点について伺いたいと思ひます。

○奥谷大臣政務官 委員おつしやるように、サマータムの導入が温暖化防止にいろいろな効果があるということは環境省もよく認識をいたしてありますし、なるほどいろいろな生活の場面においてそのような意義が広がっていくということは大変大事なことであらうと思つております。

この調査結果が横ばいであつたということが環境省の怠慢であるということとは、そう言われればそうかも知れませんが、その賛成者というのは大体半数ぐらいです。半数を少し超えてゐるぐらい。それから、国会でもこの議論は二回ほど今まで参議院の方でやられてゐると聞いておりますが、そのような観点から、環境省としては広報活動を展開しながら国民の合意形成をさらに高めたといふと、大変抽象的なことになりすけれども、そのように考へておるところでございます。

○樋高委員 もう少し具体的にお話を伺えるかと思つたのでありますが、また委員会以外で御指導賜りたいと思ひます。

さて、きょうの読売新聞、「京都議定書 年内発効絶望的」、読売新聞の二面に書かれております。読売新聞さんの記者さんがロシア下院の環境委員長と会見をして、「地球温暖化防止のための京都議定書の批准は早くても年明け以降になる見通しを明らかにした。」と、年明け以降というこ

とをロシア下院の環境委員長が表明をした、「年内の発効は絶望的になった。」ということでありす。この記事によりまして、批准審議の責任者だという方でありす。

なおかつ、その委員長さんがおつしやるには、「ただでは批准しない。対外債務の減免などが前提条件」である、「批准の見返りをできるだけ大きくしようとする駆け引きの一環」というふうに書かれてあります。

こういったある意味で外国のさまざまな、本場に激動する中で、今回の地球温暖化問題、外交問題、私は国際問題だと言つてゐるのはそのことを言つてゐるわけでありすけれども、こういった現状を見たときに、今米国に対して一生懸命定期協議を始めた、さまざまなレベルの議論も始めた、それは私は大いに評価をいたしますけれども、なかなか実効も上がつていないようでありす。実績も上がつていないようでありす。今、京都議定書、先般、衆議院の外務委員会でも条約の方は承認をいたしました。しかしながら、今、国内での担保措置について議論してありますけれども、こういったロシアに対しての働きかけも欠かせない。

そのことをお尋ねすると、きつと大臣は、努力する努力するといふ話でありすけれども、努力するのは当たり前でありまして、本場に大臣は、京都議定書で、いわゆるCOP3のときでしようか、議長さんを務められた、世界を代表する環境問題のスペシャリストである、ちよつと持ち上げ過ぎでしょうか、私は本場にそう思つておりますので、しっかりとこういふときにこそぜひ大臣に頑張つていただきたいという思いがあるのでありますけれども、ロシアのこういった動きも今お話ししましたけれども、どのようにお考へになるか、そして決意を伺いたいと思ひます。

○大木国務大臣 先般のG8の環境大臣会議のときも、ロシアからは大臣が来なくて、事務次官が来ていたわけでありすけれども、いづれにいたしましても、そのときの話でも、ロシアとしてはいろいろ

議論があるので、まず、できるだけ早く行政府内部で意見をまとめて、それを国会の方へ出したということでありまして、そのときも、いつまでたといふことも何回も何回も言つてゐるわけでありすけれども、それに対しては、すぐには言わなければいけません、ヨハネスブルグというものはひとつ念頭に置きながら、できるだけ早く進めたいといふことを言つておりました。

その後も、いろいろな機会があることに言つてゐるわけでありす、私は今のところ、日本ももちろんですけれども、EUも間もなく批准手続を終えますから、そうすれば、まず日本とEUが、自分のところはまず終えたぞということ、今度はそのほかの国に対しても批准を早くしてくれといふ働きかけといふのは、これからしてまいりたいと思つております。

先日、数週間前でしたか、オランダのブロンクさんという環境大臣で、COP6なり7のころには議長を務めていた人ですが、彼も個人的な意見として言つておりましたけれども、そういったものにはそれぞれが、二国間のバイラテラルな形での申し入れもあれですけれども、やはり現実的に批准を早く進めた国は、ひとつまた返す刀で申しますか、ほかの国に対しても強く要請をするといふことを、これから私はいろいろな形で、外交ルートも通じて、またその他環境大臣というようにも通じてこれから強く申し入れたいと思つております。

○樋高委員 最後にお尋ねさせていただきます。

私は衆議院の本会議でも代表質問をいたしましたが、結局、私、憲法の方の議論に入つてしまつたわけでありす。環境という言葉がうたわれてゐない。やはりその部分は改正が必要であると思ひます。憲法十三条では幸福追求権、また二十五条ではいづゆる生存権ということから読み込むか読み込まないかということが学者さんの間で議論になつてゐるわけでありすけれども、今回は、大木大臣としてのお立場の御答弁ではないお話を伺いたい。それは、大臣として

ではなくて、一政治家として、我々の大先輩である議員の一人として。

私は別に、これによってひっかけようとか、一切他意はございません。環境の問題をやはり憲法に明記しないのはどう考えてもおかしい。私は納得できない。環境保全を憲法に書き込むべきである。環境という言葉が全然入っていないわけでありますから、おかしいと思うのです。大臣の本当に個人的な御見解で、もう最後の質問ですから、この後突っ込みませんので、どうぞお答えをいただきたいと思います。

○大木国務大臣 個人としての意見で環境大臣としての意見でなくともよろしいというお話でございましたが、やはり憲法にどういふものを書き込むかというの、その時々その国の置かれた状況あるいは国民のニーズ、関心事項、そういったようなものを総合的に考えて書き込めばいいわけでありまして、もちろん環境問題がこれだけ国際的にも大きな課題になってまいりましたから、何らかの形で書くこと自体は、私は別に反対はいたしません。

ただ、それを具体的な条文に書くということになりますと、またこれは憲法といえども、憲法といふのはある程度抽象的な書き方ではあるけれども、法ですから、それに基づいて権利義務というようなことも出てくるので、やはりそれをどこまで細かく書くことについては、私もいろいろ議論があるというふうに考えております。

ただ、そういった環境問題をさらに国民として重要視して、これからそういったものも国民の権利義務の中で実現していくという、そういった考え方というものは何らかの形で書き込んで、別にそれはそういう、より国民のニーズに、あるいは国の置かれた状況を反映した憲法だということと、それはそれで有意義であると思っております。

○樋高委員 どうもありがとうございます。いずれにいたしましても、この温暖化問題は、きょうこれが衆議院を通過しても、これからが取

り組みのスタートであるということを確認を表明させていただきまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○大石委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。

きょうは、我が国の温室効果ガス排出量のうち、比較的伸び率の高い運輸部門について、特に船舶対策に絞ってお伺いをしたいと思います。

温室効果ガスの総基準量で見た排出量の伸びは、九九年実績が九〇年の基準年比で、産業部門が七・八％増の三千二百萬トン、民生部門が一・四％増の四千四百萬トン、運輸部門が六％増の一千萬トンとされております。運輸部門で九九年のCO₂の排出量は九〇年度に対して二・三％増加していますけれども、この要因は自動車部門の伸びで、特に自家用自動車の部門の増加だとしております。

そこで、この運輸部門全体のCO₂排出量に占める輸送機関別の割合は、自動車が一・八％、航空が約三・四％となっているようでございます。また、この内航船からのCO₂排出量は約四百萬トンで、外航船からは約五百二十萬トン、つまり、船舶の合計は九百二十萬トンと推算をされております。

中環審の答申では、低環境負荷型の次世代内航船、いわゆるスーパージップの開発普及等による内航海運の競争力強化、鉄道貨物のインフラ整備により、自動車から船舶や鉄道への需要転換、いわゆるモーダルシフトや、共同輸配送の促進などによる物流の効率化を図ることが必要であるとしております。地球温暖化対策推進大綱では、規制の見直し、新技術の導入等を通じた競争力強化による海運へのモーダルシフトの推進や輸送効率の向上で、約二百六十萬トンCO₂の排出削減見込み量を出しております。

そこで、今回の京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、船舶からのCO₂排出量削減目標

やモーダルシフトでの削減目標の数値化と対策を新大綱どおり盛り込むことになるのかどうか、環境省にお尋ねをいたします。

○岡澤政府参考人 京都議定書目標達成計画は新大綱を基礎として作成することとしておりまして、新大綱に盛り込まれております船舶の対策あるいはモーダルシフトの導入目標量、削減見込み量につきましては計画に位置づけるつもりでございます。

○藤木委員 自動車から船舶へのモーダルシフトは、単位輸送当たりのエネルギー効率が高く、環境に対する負荷が低いので推進するとしておりますけれども、確かに船舶は、同じ重さの荷物を同じ距離運んだ場合、CO₂排出量はトラックの五分の一、また、五百トン級の船舶の積載量は十トントラック百六十台分、船員一人当たりの年間輸送量もトラック運転手の三十倍とされておりまして、経団連の第四回環境自主行動計画フォーアツプを拝見いたしますと、日本船主協会のCO₂排出原単位は、九七年が〇・八六、九八年が〇・九〇、九九年が〇・八四、二〇〇〇年が〇・八五となっておりまして、また、日本造船工業会のエネルギー原単位は、九七年が〇・九六、九八年が〇・九一、九九年が〇・八二、二〇〇〇年が〇・八八となっております。

このように原単位での効率化を高めているのは、船主協会では、船用機関の効率化、船体形状の開発、プロペラ形状の研究開発などエネルギー効率の改善を図ったと言われております。また、造船工業会では、自動化設備投資の促進等で生産の効率化、高度化などを図ってきたからだと思っております。

それでは、さらに船舶からのCO₂排出量を具体的に削減するために、船主協会や造船工業会それぞれどのような対策をとることになっているのか、国土交通省にお伺いをいたします。

○安富政府参考人 今先生御指摘のように、地球温暖化対策推進大綱を受けまして、民間事業者におきましては、それぞれ自主的な取り組みを積極

的に推進しているところでございます。

具体的には、日本船主協会におきましては、省エネ設備あるいは省エネ運転技術の採用を図る、あるいは排エネルギーの有効活用を図る、さらに、エンジン部門等についての推進効率の向上を図るといったような措置を講ずることによって、二〇一〇年においてはCO₂排出量を約一〇％以上削減するという目標を定めております。

それから、日本造船工業会においては、自動化設備投資の促進等による生産の効率化あるいは高度化の推進とあわせて、新世代のVLCであるLNG船などの効率化、省エネ船型の開発ということによりまして、同じように二〇一〇年までに一〇％の削減を図るということで目標にしております。

我々としても、このような具体的な施策につきまして、民間事業者の自主的な取り組みをさらに支援する、さらには指導監督をしていきたいというふうに考えております。

○藤木委員 しかし、船舶からのCO₂排出量は、船主協会の場合、九〇年が三千八百二十九萬四千人、九九年が四千五百四十三萬四千トンと一八・六％増加をしております。また、造船工業会の場合は、九〇年度が十四萬九千トン、九九年が十八萬九千トンと二六・九％増加をしております。この増加は、年間輸送量が四〇・七％も増加しているからでありまして、さらに一層の輸送単位当たりの燃料消費量を削減していかなければならないというふうに考えます。

ところが、船主協会の数値目標は、今もお話ありましたけれども、二〇一〇年で九〇年に対する単位輸送量当たりのCO₂排出量を約一〇％削減していくということになっています。また、造船工業会の数値目標も、エネルギー消費量を原単位で二〇一〇年までに九〇年比で一〇％程度削減するとしております。

ですから、これまでの輸送需要の増加に加えて、今後のモーダルシフトでさらに輸送量の急増が想定されるわけですが、新造船への代替

だとか省エネ設備の採用、新世代V LCC、L N Gなどの高効率化などで数値目標を達成できるものなのかどうか。私は、やはり総量の規制が必要ではなからうかというふうに考えますけれども、国土交通省はどのようにお考えでしょうか。

○安富政府参考人 具体的な対策として、先生の方からも御指摘ありますように、船舶の大型化とあるいは輸送の効率化を図ることが極めて有効だと我々は考えております。そういう意味で、内航、外航を問わず、この大型化、効率化ということに対しては、いろいろな形で支援措置を講じて、その着実な推進を図っております。

具体的に申しますと、内航船舶について見ますと、昭和六十年、一隻当たりの総トン数は五百五十トンでございましたが、平成十二年には七百四十トンと約一・五倍というふうにふえております。また、外航船舶についても、昭和六十年、一隻当たり総トン数二万五千五百三十トンが平成十二年に三万三千九百十トンと、約一・三倍に大型化されてきているということでございます。

あわせて、内航海運につきましましては、先ほどもちょっとございましたが、モーダルシフトをさらに推進することから、経済性にすぐれ、また、環境負荷の小さい次世代の内航船、スーパーエコシップと呼んでおりますけれども、これの開発普及というものを図っていきいたいというふうに考えておりますし、さらには、内航の事業規制等、関連規制についても見直しを行うということによって、先般、実は次世代内航海運ビジョンというのを我々作成して、これを推進していくということにしておるわけでございますが、こういうことをやることによって、国内の海上物流における二酸化炭素の排出量の削減、約三百六十六万トンを目ざしておりますが、十分達成できるのではないかと、我々は考えております。

○藤木委員 一方、外航海運の分野では、気候変動枠組み条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関、SBSTAと言われているそうですけ

れども、ここで、パンカー油の販売国に割り当て、輸送業者の所属国、機材の登録国に割り当てるなど、パンカー油起源の温室効果ガス排出量割り当て方法に関する五つのオプションが提案されております。

しかし、日本は、SBSTAが提案しているオプションの、割り当てないというのが一番に書かれているわけですが、これを除いて、いずれもデータの不確実性、データの収集コスト、実効性、国際競争力の面から問題があるといったしまして、SBSTA提案以外の全く新しい割り当て方法の案出も視野に入れた、温室効果ガス排出量削減方法を検討していると伺っております。しかし、欧州諸国では、排出量割り当て方法が燃料への課税で温室効果ガスの削減が主張されていすけれども、さきのOECDの環境保全成果レビュー審査会合での勧告も、税、課徴金等の経済的手法を含む国内制度を構築することを強調しているところですね。

ですから、データの収集コストや税制の活用が不適当だなどといった温室効果ガス排出量削減を送り出すのはよくないと思います。そうではなくて、割り当て方法や経済的手法を積極的に導入して削減目標を達成すべきだと考えますけれども、国土交通省、その点はいかがですか。

○安富政府参考人 先生の御指摘のようないろいろな具体的な温室効果ガスの削減の方法というものはあるかと思いますが、我々としては、先ほど言いましたように、次世代の内航海運ビジョンというものを積極的に推進することによりまして、事業者による今後の取り組みの方向性、さらには行政側においてどういう取り組みをしたらいいかということをも具体的にこのビジョンの中でうたっております。さらには、このビジョンの具体的な施策についてのそれぞれの実施スケジュールを明確化するというようなことで、我々としてはこの着実な推進を図りたいということで考えております。

国土交通省としては、いろいろな方法があるか

と思いますが、やはり環境と経済の両立の考え方のもとに、今後、スケジュールに沿って具体的な施策を着実に実現して、いわゆる事業者の自主的な取り組みあるいはスーパーエコシップといった新技術の開発普及というものを積極的に支援するということによって、このような削減を達成していきたいというふうに考えております。

○藤木委員 やはりそれではとても達成がおぼつかないというふうにしか私には思えません。大綱でも、モーダルシフトで、長距離貨物輸送の鉄道、内航海運の占める割合を二〇一〇年に五〇%にするを目標にしているとするならば、なおのこと、単位輸送当たりのエネルギー効率を高めるだけではなくて、CO₂排出量そのものの総量の規制が必要です。

さらに、内航海運が環境に対する負荷が低いのでモーダルシフトを推進すべきとは、単純には言い切れない側面があると思うんですね。それは、船舶から排出される大気汚染物質がモーダルシフトの促進で集中的な悪化を招くおそれがあるということなんですね。

世界に占める船舶全体から排出される大気汚染物質排出量の割合は、CO₂が二・三%、これに對してNO_xは一・五%、SO_xが六・三%と、極めて大きな割合を占めていると推計されております。また、日本で全排出量に占める船舶の寄与割合は、NO_xの場合、国内で三三%、日本周辺で三七%、SO_xの場合、国内で二%、日本周辺で二三%となっていて、いずれも高い割合になっているんですね。

ですから、ただ単にCO₂対策としてモーダルシフトを推進するのではなくて、NO_x、SO_xなどの大気汚染物質の規制も同時に促進しなければならぬと考えますが、これは環境省にお答えをいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○西尾政府参考人 船舶からの大気汚染の問題でございすけれども、御案内のように、大都市部でNO_x等の改善状況はかばかしくない、こういう状況の中で、しかも、そういう地域は我が国

の主要港湾を抱えておる、こういうことでございすので、船舶からの大気汚染物質の防止対策ということにつきまして相当の顧慮を払うべきものでございす。

ただ、船舶からの排出ガス対策につきましては国際的な協力の中で進めていく必要がございまして、IMO、国際海事機関におきましても各国間の調整が続けられているということでございすので、環境省におきましても基礎的な勉強はしておりますけれども、今後、関係省庁とも連携しながら、我が国といたしまして、国際的動向を踏まえてこの対策のあり方を検討してまいりたいということで取り組みたいと思っております。

○藤木委員 船舶から排出される大気汚染物質のうち、陸上発生源等との比較で寄与度が比較的大きいNO_x、SO_xについては、IMOで具体的な規制値が決められております。

海洋汚染防止条約の一九九七年新議定書として、船舶からの大気汚染防止に関するMARPOL条約の新附属書VI及びNO_xに関する具体的な規制方法を定めた船用ディーゼルエンジンからのNO_xに関するテクニカルコードというのがございす。例えば、NO_xの場合は、定格回転数n=1330rpm未満のときはキロワットアワー当たり14.4g/kWh以下と定められておりますし、SO_xの場合は、船舶の使用する燃料の硫黄分は四・五%を超えてはならないなどとなっております。

しかし、日本は、NO_x対策の場合、機関連転条件として、NO_xと微粒子物質、NO_xと燃料消費率はトレードオフの関係で、同時に低減させるのは困難だとおられて、排ガス処理も、船舶への適用を考えた場合、装置の設置スペースなどがあるいは反応温度条件など、船上に設置するためには技術的な問題がある、こう言っております。SO_xの対策の場合は、排ガスの脱硫装置を備える方法もあるが、船舶内では設置スペースの制約、処理で発生する廃液の処理等の問題があるというふうに言っておられます。

ですから、モーダルシフトを推進する場合、こうしたIMOの具体的な規制値をクリアするNOx、SOx対策がまずは重要になってくるのではないかとこのように思うわけですね。十分クリアする見込みが果たしてあるのかどうか、これは国土交通省、お答えください。

○安富政府参考人 今先生から御指摘ございましたように、船舶から排出される窒素酸化物それから硫黄酸化物等につきましては、海洋汚染防止条約、MARPOL条約と呼んでおりますが、この九七年議定書が採択されております。ただ、残念ながら、今のところ批准国の数等が発効要件に達していないために未発効という状況でございます。

ただ、我々としては、この条約につきましてはできるだけ早期に発効するという事で、各国に対する働きかけを行うと同時に、条約が発効された場合に国内的に条約の基準に適合するかどうかという問題がございますので、適合したエンジンの製造あるいは搭載の奨励ということを関係事業者にも働きかけて、取り組みを始めているところでございます。

したがって、これらの結果、国内で新たに製造される船用エンジンにつきましては、大半が本条約の基準に適合しているということが確認されております。IMO等の国際条約ができましたら我々としては十分対応できるというふうに考えております。

○藤本委員 東京湾の臨海部だけではございませんで、私は兵庫県に住んでおりますけれども、神戸港の沖合に埋立地がありまして、そこに住宅がたぐさん建っているわけですが、そこに住宅地でNOxが非常に高い値を検出されているわけですね。これは自動車の排ガスだけによるものではなくて、船舶から排出されるNOxが寄与しているのではないかとこのように私は考えておりますので、ぜひモニタリングをしていただいて、船舶からの大気汚染物質の規制を強化していただきたいということを申し上げておきたいというふうに

思います。
それでは、時間の関係もありますので、次に、船舶の解撤に伴う解撤場の安全管理と環境対策の問題、そしてシブプリサイクル対策の問題について伺います。

一般的に解撤といいますが、分解をして撤収をするということなんだと思うのですが、船舶の解撤は、七〇年代に大量に建造されたタンカーが、船齢がもう二十年以上には達しております。その数が急増しているわけですね。VLC Cで見ますと、九九年末現在で、船齢が二十年以上のタンカーは約百六十隻で、世界の全VLC Cの三八%に達しております。九七年のスクラップ隻数は八隻、九八年が十五隻、九九年になりますと何と三十六隻と、年々倍増しております。

そこで、船舶の解撤では、解撤場所周辺の環境維持として、タンカーのタンク内ガス抜きなどの爆発や火災、油水の処理時の油濁、防熱材として使用されていたアスベストの処理時の作業員への影響、冷蔵用の触媒として使用したフロン処理などに注意が必要でございます。昨年六月、バーゼル条約事務局は、船舶解体時の環境汚染防止に関する国際指針案というのを提示しております。解体に伴って発生する廃水の処理施設の設置やアスベスト除去時の作業水準の強化などの目標を明示しております。

環境省の説明によりますと、日本国内でバーゼル条約を適用された事例はないということでございますけれども、一部の小型船舶については各種国内環境規制が適用されているというふうに伺っております。

それでは、船舶の解撤に伴う環境への影響を最小限に抑えるために、船舶に含まれる危険有害物質のリストの作成、また解撤の技術ガイドラインの作成、同時に労働者への安全防具の配備、そして危険物質の処理施設の導入などの日本国内の解撤対策は整備できているのかどうか。これは国土交通省と環境省と双方にお答えいただきたいと思いますが、まず国土交通省、お答えください。

○安富政府参考人 我が国における解撤事業に關しましては、具体的には、解撤に先立って船舶から油を可能な限り取り除くとか、あるいは解撤作業中もオイルフェンスを張ることによって油の流出を防ぐといった措置、さらには船内に滞留したガスを前もって取り除いて作業中の爆発事故を防止するといった措置、あるいは化学物質による暴露の危険がある場合には保護具を着用する、さらに有害廃棄物が含まれていた場合に関係法令に従って処理するといったような具体的な措置をとってきております。そういう意味では、環境保全、労働安全の観点から適切な作業体制をとっているというふうに考えております。

なお、先ほどちょっとございましたが、いわゆるバーゼル条約等の技術基準につきましては、有害物質質リストの作成とか、あるいは解撤ヤードの技術ガイドラインにつきましては、それぞれバーゼル条約の技術作業部会あるいは国際海事機関において検討されておまして、我が国としてもこれらの検討に積極的に参加して、具体的な国際ルールを踏まえて、国内における解撤に対しても適切な指導を行っていきたいというふうに考えております。

○飯島政府参考人 日本国内で生じます廃船舶の処理につきましては、廃棄物処理法に従いまして、国内処理の原則のもとに適正に行われるべきものと考えております。

このため、先ほどお話ございました国内で処分されるケースの多い漁船、小型船舶の処理につきましては、平成三年十二月に、他の漁業生産活動に伴って生じる廃棄物とあわせて、漁業系廃棄物処理ガイドラインというものを作成いたしました。当時、当時の厚生省の通知によりまして、都道府県、市町村を通じて関係者に周知するとともに、指導の徹底を図ったところでございます。

また、国際的問題でございますが、有害物質を含有する船舶の廃棄物としての輸出入はバーゼル条約の対象になることから、バーゼル条約の補助機関会合、技術作業部会、法律作業部会等ござい

ますが、その補助機関会合におきまして、IMOと一緒に船舶の解撤に係る環境上適正な処理に係るガイドラインの策定に向けた検討が進められているところは委員の御指摘のとおりでございます。我が国もこの検討に積極的に参加しているところでございます。

○藤本委員 今の両省のお話を伺っております。対策は整備されているのかのように聞こえるわけですが、今後その解撤対象そのものが急増するわけですから、国際条約とか国際機関の対応を待っているということではなくて、解撤マニュアルを作成し、危険物リスト及び適切な処理方法についてのマニュアルといったものを作成するような積極的な対応を私は進めるべきだということをお願いしたいというふうに思うんですね。

また、環境省の説明によりますと、日本船は海外で中古船として引き続き使用するので、これまでバーゼル条約の国内法が適用された事例はないとしているわけですね。

しかし、船舶の環境問題は解撤時に起こるということではございません。全国に造船所が一千百七十社ございますけれども、そこで船舶安全法による船舶の必要な施設に対する船級協会などさまざまな検査が恒常的に実施されております。その施設には、船体や機関だけではなくて、排水設備、危険物その他の特殊貨物の積みつけ設備などがございまして、検査の際には、修理、汚泥や油等の除去、あるいは塗装などが同時に行われているわけですね。

厚生労働省の資料を拝見いたしましたけれども、九八年に香川県の船舶製造業で、船舶内の吹きつけ塗装作業中、キシレンを吸入し中毒をしたという事件、また、二〇〇〇年には長崎県の造船業で、船のタンクを清掃してございまして、キシレン等を含んだ有機溶剤でやはり塗装作業中に中毒をしたという事例がございます。さらに、昨年四月には、これは私の地元なんですけれども、三菱重工神戸造船所で、タンク内の腐食の程度を点検作業中に酸素欠乏症で二名の作業員が死亡しております。

しかも、この神戸造船所では、サンドブラストの作業をするヤードが民間住宅に接しておりますために、高いネットを張りめぐらせているわけですが、作業中はもうもうとした粉じんが舞い上がっているということを訴えられております。

ですから、日本国内での船舶の検査や修理などで、サンドブラストでの環境汚染とか、タンク内の修理で中毒事故が発生しないようにすべきだと思えますけれども、国土交通省と厚生労働省にそれぞれお答えをいただきたいと思えます。国土交通省、どうぞ。

○安富政府参考人 サンドブラストでございますが、サンドブラストにつきましては、船舶の修理等において、船体表面を再塗装する際に、塗料の塗布を有効にするため、砂の粒を吹きつけるという形でやっておりますけれども、ただ、最近ではいわゆる小さな鉄の粒を吹きつけるショットブラストというのがふえてきておりまして、こちらがどちらかというと一般的だと思えます。ただ、サンドブラストを用いる場合もありますので、そういう場合には、防護ネット等を張って、粉じんの防止措置を講ずるというふうな作業上の対策をとるように指導しているところでございます。

また、タンク内のガス中毒にいたしましたが、先ほど例として先生の方から御指摘ありましたように、例えば劣化した防毒マスクを使用していたとか、あるいは酸素測定を行わずにタンク内に立ち入ったといったようなことから実際の事故が起ったという例がございます。

そういう意味で、これから適正な装備の使用等作業要領遵守の徹底であるとか、あるいは社員の再教育等の対策が必要だということで、我々としても造船事業者がそういうふうな形でやっていきたいというふうに考えております。

具体的には、このような対策の徹底につきましても、造船事業者の団体であります全国造船安全衛生対策推進本部というのがございますが、ここで特別査察あるいは安全パトロールの実施、さらに

は安全衛生講習会、研修会の開催、啓蒙資料の作成、広報活動等を行っておりますが、我々としても、この推進本部と連携しまして、各地方運輸局を通じて造船事業者に対して注意喚起を行ってまいりたいというふうに考えております。

○播政府参考人 厚生労働省の施策も御説明させていただきますかと思えます。

検査や修理に従事される方々の有機中毒あるいは酸欠、先生が幾つかの例を挙げられました、これを防止するために、安衛法のもとには、先生御案内のとおり、有機溶剤中毒予防規則等がございます。換気装置の設置とか呼吸用保護具の使用、あるいは作業主任者の選任等の措置がございます。

要はこれを徹底させることでございまして、先ほど国土交通省からもお話がございましたが、事業主団体と国土交通省の機関、そして私どもの監督省連携いたしまして、安全パトロール等を繰り返してございまして、要は徹底であるということで、引き続きこれらの規定の遵守を促してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○藤本委員 時間です。これで終わりますけれども、安全対策というのはとっていても事故が起ったかのように聞かれますけれども、そうではなくて、もう常日ごろ緊張感に満ちているような状況がきちんととられるということが常態化するようなことをぜひ進めていただかなければならないというふうに思うわけです。

このように、船舶にはさまざまな環境問題があるわけですから、温暖化対策としてモーダルシフトの推進を図るというのであれば、船舶に対する十分な環境規制や労働安全対策を実施することを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

○大石委員長 金子哲夫君。

○金子(哲)委員 社会民主党・市民連合の金子でございます。

最後の質問者ということになりますけれども、地球温暖化対策にかかわって幾つか御質問したい

と思えますけれども、中心的には、やはりこの計画の中で、ステップ・バイ・ステップということで見直しをしながら進めていくということで提起をされておりますので、本当にその見直しの作業というのか、見直しをどのようにしていくかということは非常に重要だと思えますので、その点にかかわって質問したいと思います。

最初に、先般の委員会でも質問を予定してございましたけれどもできなかった点について、一、二質問させていただきますかと思えます。

今度の法案第二十二条の中で、事業者の事業活動に関する計画の実施状況について、報告の問題、記載をされておりました、これは残念ながら、努める義務といいますが、努力義務というふうな形であつてはいるわけでありまして、基本的には、やはりこういうものについては公表を義務づけていかなければ、基本的なデータの取得も含めてできないんではないかと思うんですけれども、その辺についてまずお伺いをしたいと思います。

○大木国務大臣 事業者の事業活動に關して、どういうふうな計画をつくるか、あるいはそれをどうやって公表していくかというお話でございまして、全体として努力義務であつて、いろいろと義務づけが足りない、こういう御質問だと思います。

今のところ、事業者ということではございまして、ある程度事業というものを持っておられる方が御自分でいろいろな、それこそ自分の事業ですから御存じなわけですから、その方が計画をつくって、またその実施状況についてもこれは自主的に公表をできるだけしていただきたいということとは新大綱でも書いてあるわけではございますけれども、とりあえずの第一ステップとしましては、事業者がそれぞれの、みずからの事業を行っておられる責任者としての立場から計画をつくり、また公表していただく。

ですから、いずれも自主的ということではございますけれども、これだけ地球温暖化問題、国民の間でも大きな問題になっておりますから、これは

やはり、各事業者がそういったことについて十分に御関心を持っておられるというのは私も毎日感じているわけではございますから、第一ステップにおきましては、とりあえずそういうことで、できるだけ自主的に、しかし公表の方はぜひできるだけしてもらいたいということも書き込んだ上で、計画をつくり、それを実施していただく。

公表については、今のところは自主的に公表はしていただきたいということは書いてありますけれども、それを義務づけるということまではいつておられない。これによってまず進めてまいりたいと思っております。

○金子(哲)委員 そのことと関連して、今は、措置といいますが、抑制の措置について公表するということになっておりますけれども、やはりそのものも報告の中に含めるべきだということふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○大木国務大臣 排出量自体を報告していただくかどうかというのはいろいろ議論があると思えますけれども、私どもとしては、全体の計画を、どういうふうなそういう温暖化対策も含めながらやっておられるかということをもっと計画としてつくっていただくということではございますし、それから、それをできるだけ対外的にも公表していただきたいということではございまして、これはやはり事業者の御判断に任せて、自分たちの計画ができるだけそういったものも、温暖化対策についても留意しているよということはいろいろな形で示していただけたらと思えます。

ということ、今のところ、排出量自体を義務づけて、必ず数字として出してくださいということまでは書き込んでございません。

○金子(哲)委員 とりあえずは、第一ステップの状況の取り組み状況をぜひ注目したいと思えます。

二つ目に御質問したいのは、前回の委員会の議論の中でも原子力発電の問題についていろいろ議論をしてまいりましたけれども、それについては

いろいろな意見がありますけれども、きょうはとりあえずそれはおくとしまして、新しいエネルギーの開発にかかわって研究がいろいろ進められていると思うんですけれども、どうも政府の予算を見ますと、原子力の発電にかかわる費用が、研究開発費用、これは直接的には文部科学省ということになると思いますが、そこに余りにもウエートがかかり過ぎていくというか、ほとんどの支出が行われている。

今後の将来的なことを考えますと、やはり再生可能エネルギーなどの開発推進ということにもっと研究開発を進めるべきだ。その点は、環境省としても、こういう全体の中における環境行政の中における立場から、研究開発のあり方について文部科学省なりに対して積極的に意見を提言して、やはり方向を、もっと枠を変えていくということ。

原子力発電だけにとは言いませんけれども、そこだけが重点になっているような研究開発の姿というのはいびつな関係だと思えます。再生可能エネルギーというのが全体に占める割合がまだしかり低いということでありますけれども、やはり研究開発に非常に費用がかかるということもあるわけですから、その点については、将来的な環境問題として、そういう方向にこの研究開発の費用というものを振りかえていくべきだというふうに考えておりますけれども、環境大臣としてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 いろいろなエネルギーの開発について、どう資金を用意してそれを開発するかというところが、調査研究ということになりますと、いろいろな意味でいろいろな立場の方がそれに参画しておる、我々よく産官学で協力というように言っていますけれども、ですから、どのエネルギーについての資金が多いか少ないかというの、いろいろお立場によって違ってくると思いますけれども、例えば経済産業省あたりは、少なくとも現在においては原子力も相当多く依存しないという日本のエネルギー政策というのはやって

いけないということですから、そういう意味では、広い意味でいろいろな調査研究だとか、現実にそれを維持していくための費用とか、そういうものは計算の仕方によると思いますけれども、ということでごさいますして、しかし、全体としては決して新エネルギーの開発についてもお金がつかないということではない。

ただ、今も申し上げましたように、どういうところでどういう研究をするかというのは、やはり一つは現実に国民のニーズということを考えながら、エネルギーを供給していくという方のニーズの問題もありますし、もちろん私どもとしては、地球環境問題についてのきちつとした、そういうものについての対応ということから考えるべきだと思っております。新しい、原子力以外にも、例えば太陽光発電施設の導入に対する補助だとか、あるいは普及啓発についての強化のためのまたいろいろ施策というふうなものもあるわけでございます。

環境省については、私の方で直接的には考えておりますのは、バイオマスエネルギーの関係について、地方公共団体へ補助制度を適用してある程度のお金もつけておる。必ずしもそれは十分とは言えませんが、そういうふうなものはあるというふうなことでありますから、これはやはり全体として、これからは現実というエネルギー対策を進めていくか、その中できちつとまた地球環境問題について対応していくかというところでございまして、今のところ、今のおつしやいました原子力だけというふうには私どもも考えておりません。やはりいろいろなものをこれから、だから二つの面から、つまり地球環境問題あるいは温暖化問題から一つの取り組みがありますし、片方におきましては、現実の国民の生活を維持するためのエネルギーをどういうふうにして供給していくか、あるいは開発していくかという問題がありますから、この二つの面からまたひとつ議論してまいりたいと思っております。

正直申し上げまして、いろいろな研究開発ということになりますと、まさしくこれは縦割り行政でございまして、いろいろなところに研究開発のための金がついておるといふようなことについては、もう少し統合できないかということ、これは、私も環境省の立場からすると感じますから、これからそういったものについてはもう少しきちつと総合的に考えるということは、今後の課題として真剣に考えたいと思っております。

○金子(哲)委員 随分長く答弁をいただいたんですけれども、率直に言つて、つまり今二つのことを問題提起を私はしているわけで、余りにも比重自身が、予算の配分そのものが原子力発電に偏り過ぎていくんじゃないかということ、これをまず申し上げていくわけで、もちろん、そのほかの研究が全くなされていくというふうなことを言つたわけではございません。ただ、しかし、そういうことになつていくという現実はあるべきでないかという。ここ十数年以上もこのような研究の費用の使い方が続くということ自身がおかしいわけですね。

それから、やはり原子力には安全性の問題が必ずつきまとうわけですね。できれば、代替エネルギーの中により安全なもの、再生可能なものが開発されて、そしてそういうものに代替できる、コストの面もいろいろありますけれども、そういうことが進んでいけば、当然そちらにシフトした方がよいわけですね、可能性としては。だから、そのための研究というものが必要ではないか、そういう方向を目標して研究開発を進めていくということが必要ではないかということ、これを申し上げていくわけでありまして、今どうだということではなくて、そういう方向を目標することがどうかということをお聞きしているんです。

○大木国務大臣 原子力について、いろいろあるわけでごさいますと、まさしく委員もおつしやいましたけれども、原子力については非常に安全性の問題が大きいんじゃないか、私はまさしくそうだと思うんです。むしろ、逆に言えば、安

全性の問題さえ解決されれば、原子力をもっとどんどんと活用してもいいんじゃないかという議論もあり得るわけでごさいますし、現実にはいろいろな意味でそういった研究も行われているわけでごさいますから、原子力と一言で言いますけれども、いろいろな形の原子力の利用というのがあるわけですから、そこの安全性をさらに高めるための調査研究というのがあると思えます。

ですから、原子力が一方であつて、ほかに非原子力というものがある、つまり、基本的にまず、原子力はだめだからと非原子力に進むんだというところまでは、実は私どもとしては考えていないんです。そこところは私やはり御意見の相違だと思ふんですけれども、原子力といえども、より安全性を高めて、ほかのエネルギーに比べても安全性についても遜色ないということになれば、それは私は大いに活用したいんではないかと思つてます。ただ、そこまですなかな国民の御理解も得られていない、それは、客観的にどこまで安全だといえれば、いろいろ議論はあると思つてます。

そういうことで、原子力対非原子力ということでの比較になりますと、ちよつとそこは、大変申しわけないんですが、基本的には考え方の相違じゃないかなという点もあります。ただ、おつしやいますように、ほかの問題、ほかのエネルギーというのは、非常にクリーンで、しかも、現在も安全性はつきりわかっているというふうなものについては、さらに今後も前向きに検討したいというふうにごさいます。

○金子(哲)委員 あと時間もないので、次の質問に移りたいと思つてます。

今度は、見直しのことがありますが、質問を出してありますが、どうも大綱などをいろいろ見ても、ちよつと私はわからないので教えてください。

二回の見直しがありますけれども、それぞれの目標値というのがあるんですか。

○岡澤政府参考人 現在の大綱の中で示しております削減目標量あるいは導入目標量というのは、

今の段階では最終的な数字と考えております。その最終的な数字に対して一定のトレンドが、傾向が見えるわけですが、それが予測していたトレンドよりも下回る場合には、その導入のための追加的な施策を講じるということを一義的に考えております。

ただ、余りその乖離が大きいような場合、あるいは新しい施策を追加することが可能な場合には、新しい施策の追加、あるいは導入目標量、削減目標量の見直しということもその段階では考えていきたいと考えております。

○金子哲委員 それでは、数字があるのなら、第一ステップのときには、削減量としては大体何%まで下がったらいとお考えですか。第二ステップは何%になっていったらいいと。全体で一三%の削減をしなきゃいけないので、その目標はどういう数字になっているんですか。

○岡澤政府参考人 そういう意味で数字をはっきり持っているというわけではございませんけれども、例えば導入目標量が、例えば十年間で一〇〇という単位を導入するということであれば、二年たったら二〇というのが常識的な数字になりますから、それに対して上回っているか下回っているかというのは一つの目安として考えております。

○金子哲委員 ということは、一三%の削減で、これを割ってはいけいわけですね。毎年一・三%ずつということですから計算、単純に言えばそういうことですね。そうじゃないなら具体的に、こういうのは、進捗状況というのは、十年先が目標であつても、最初は準備があつたりいろいろするわけで、そういうところの例えば目標がなければ、私は単純に考えて、ある程度、第一ステップはこういう目標です、こういう数値を大体目標にしております、これまでに何%削減を進めていきます、しかし、そのときは準備段階だから進捗状況は遅いけれども、次のときにはこれぐらいにいきますという目標がないと、大体、判断をする素材がないんじゃないかというのが私の

素朴な疑問なんです。

○岡澤政府参考人 考え方はそうなんですけれども、一三%が毎年一・三%というわけじゃなくて、というのは、削減量ですから、一三%というのは、その前に、今現在の大綱の中でも、ほっておけばもつと伸びてしまうものをこまめに抑えるという削減量がありますし、要するに全体の削減量として、その削減量の全量を十年間でこなすということです。

ですから、導入目標量というもので見れば、ある導入を促進します、その導入目標量については、なだらかにいくとすれば十年分の何年というようなことは考えていただいてもいいんですけれども、一三%はちよつと別の話です。これは、上を取つ払って、また下も抜けて、パーセントだけで表示したものですから、削減量だけではありませんので、一三%でマイナス何%まで削減すれば何年間、その一三分の何%で達成率がどうということではないと思います。

○金子哲委員 そういう議論をするんだつたら、九〇年のマイナス六%という数字なんかは、では、なくなってくるじゃないですか。我々は九〇年比マイナス六%にまで削減するという目標を立てているわけで、ここにも書かれているわけでしょう。そのためには、どこで何トン何トン減らすということになりますけれども、そうすると、ステップごとにも少なくとも九〇年比何%マイナスになったということがなければ、実際にどこが目標を達成しているかということがわからないじゃないですか。そんな、今みたいな話なんか、それは国民に対して六%の削減の最終目標に対してどういうステップでいきますということが全然明らかになっていないんじゃないんですか。それも同時にどうなっているかということです。だから、真つすぐ、同じような傾斜で進むとはだれも思っていないわけですよ。だけれども、少なくとも第一、第二のステップのときに、少なくとも第二ステップが終わった時点ではマイナス一%か二%ぐらいに行つておかなければ、最終的

なマイナス六%が達成できないというような数字目標もなければ、こんな計画というのは進んでいかなんじゃないですか。

○岡澤政府参考人 ちよつと説明の仕方が悪いのかもしれないけれども、今、一九九〇年に比べてまして約七%ふえているわけです。そこからスタートすれば一三%マイナスですから、例えば一年間で今の量に対して一・三%ずつ下げていくというのを一つの目標として置いております。

ただ、九〇年比の数字でいきますと、例えば一年たつと、七%から一・三%引きますから、五・七%プラスでまだ残るわけですね。ですから、来年、例えば一年後にはこの五・七%。

ですから、先生がおっしゃることと同じことなんですけれども、一三%分の何%から来年はマイナス一・何%にならなきゃいかぬということにはなりませんということを言っているだけでございまして、全体の削減量に対して、十年間でそれを削減するために、毎年毎年施策を講じて削減していくという意味でございいます。

○金子哲委員 これでこんなに時間をとると思わなかったんですけれども、単純な話なんです。今、九〇年比七%増をしている。そして、実際には、九〇年比から見れば、今、目標とするマイナス六%から見れば、一三%分やらないじゃない。私が言っているのは、一三%と一・幾らとかいうことではない。トータルとしては、結局一三%分現時点から見ればマイナスしなきゃならないと。それは当然の数字でしょう。

そして、それに対して、では実際に九〇年比の目標を、二〇一〇年に最終目標を達成しようとするれば、第一ステップ、第二ステップの段階では少なくともどこまで目標に行っていないければ達成が困難だということの目標がなければ、見直しをするといつたて見直しのしようがないじゃないですかと、私は単純に。

そして、それは国民の皆さんにも、ステップ・バイ・ステップでいくのであれば、第一ステップと第二ステップのときにはこれぐらいの目標で

す、そうして、そこまで進んでおれば最終的にはこの目標に達成しますということを明らかにするの、国民的に一緒に協力してもらつたための最低の条件じゃないですか。そのことを言っているだけですよ。

今できていないからできていまいと云つてください。ないんじゃないですか。だって、どの数字にもそんなものが書かれたものはないんですから。そのこと、大臣どうですか。

○大木国務大臣 京都議定書に戻つてお話しいたしますと、要するに、一九九〇……(金子哲委員「いやいや、そういうことじゃない。目標があるかないかと言っているんです」と呼ぶ)いやいや、ですからそれを御説明しておるわけでございましてけれども、一九九〇年に比べて、目標年次である二〇〇八年ないし一二年、五年間がその目標年次になっているわけですね。だから、そこでは九〇年に比べて六%の削減。

ですから、出発点とその目的の最終目的地と申しますかはあるわけですが、その途中の過程をどうするか、これはいろいろな対策がありますから、今すぐにはできない対策もありますね。外国とのいろいろな話し合いの結果できてくるというようなもの、今すぐにはそれは数字が出てこないわけでありまして。

ですから、それはやはり全体としては六%削減というのはありますし、それから現在、九〇年に比べれば全体としてどういう数字だ、その数字はありますけれども、個々の施策については、これは非常になだらかにやるものもあるでしょうし、急速にやれるものもあるでしょう。

ということですから、それを今それぞれについて数字を示せと言われてもなかなかできないので、あえて申し上げれば、ですから先ほど局長が申していたとおり、十年間で何%減らすんだから、その十分の一ずつ毎年やれば、それは数字は立ちますけれども、それはあくまで計算上の問題でありまして、現実には、個々の施策がどれだけきちつと進行しておるかということの方が私は大

切じやないかというふうに思います。

○金子(哲)委員 それは全く無責任じやないですか。大体、では見直しするときに、何がどこまで進んだかということは、あなた方が一方的に、政府が勝手に解釈して、我々これは十分いつておりますと判断しております、そう言えは済むわけですか。それは、目標があつて、目標に達しているか達していないかということが明らかになつて初めて、第一ステップはここまで行つた、だから大体当初の計画どおり進んでいるということが国民にもわかるわけであつて、それが示されなきゃ、政府の中で一方的に、例えば、大体第一ステップは我々が予想したとおりに進んでおりますと言われたつて、一般的に我々も、私たち議員だつて、何を基準にやつて判断するわけですか。

○岡澤政府参考人 大綱にも導入目標量を示しておりますし、計画の方でもそういうのを示しますが、その導入目標量に対して施策の進捗状況は、数値上で例えば何%入れるということに対して何%達成しましたというふうなことを、その数値の進捗状況をはつきり示した上で、それぞれの個々の施策の事情もございまして、そうしたことを勘案して、さらにその対策を強化すべきかどうかということ判断してまいります。ここは計画の変更には結びつきますので、手続的にも、審議会あるいは国民の意見を聞く、それから審議会の議論というふうな手続が入りますし、国民の声一般を、一般の方々の目を意識した上で、そうしたレビューを行つて、必要な施策の追加を行つていきたいというふうに考えております。

○金子(哲)委員 重ねて言いますけれども、例えばこの工程表を見ても、大綱の工程表を見たら、第一ステップでどこまで達成している、項目は挙げてありますけれども、数字は全然具体的になつていないですよ。

だから、ではだれが一体、第一ステップでその達成状況がどうだったといつて判断できるわけですか。だれがどういう基準に基づいて判断するわけですか。

そのことを私たちは、例えば先般も質問しましたけれども、産業界は自主的にやると。だけれども、これが自主的にやつたのが目標に行つていくかどうかという判断は、だれが、どこで、どういう基準に基づいてやるか。そのことがみんなに公開されて初めて、国民に協力を求めることができるわけであつて、十年先の目標をつくつていくんだから、最終的にはあそこに行きます、だから皆さん協力してくださいといったつて、第一ステップ、第二ステップでもし見直しをされても、だけれどもそんなものを、信用できる数字というふうにみんなが納得できるわけですか。

それで、皆さん、国民に対して参加をしていただきたい、すべての国民が協力していただきたいということをおっしゃるけれども、目標も定かでない、だけれども目に見えない数字の中で取り組ましろと言われても、それでは実際にこの目標を達成することはできないじやないですか。

そして、見直しのときに、例えば国会の承認の問題だつてそうですけれども、どこまで、どういう報告をして、私が考え方がおかしいのかどうかわかりませんけれども、普通だれでも、第一、第二、第三段階と決めれば、第一段階ではどこまで、第二段階ではどこまで、そして最終目標はこうだと決めていきますよ。

そして、私は、先ほど何度も言つていふように、一気に三等分すれば事は済むということなど全然言つていないわけですよ。準備の段階、この段階ではこういうことを強化する、だから最初は五%しか下がらないかも知れない、次は一%かも知れない、だけれども最終的にはこうだという目標をなぜ数字によつて示すことができないんですか。いや、では数字があるなら、具体的に、第一ステップではどのものは何%にしますという数字を言つてくださいよ。

だから、さつき言つたように、一三%という考え方にしても、一三%というのは、最終的に九〇年比マイナス六%にするためには現時点から一

三%削減しなきゃいけないほど大変な目標ですよ。そうしてみたら、一三%分のうち削減—それは最初は削減まで至らないですよ、七%もあるんだから。そんなことは私でもわかりますよ。だけれども、九〇年比七%増加したものが、第一ステップでは二%増まで行つた、そうしたら残り八%をやればいいという目標になつてくるわけですよ。そうじやないんですか。

その目標の数字というものが、マイナス六%というものが数字としてあるわけですから、そのマイナス六%に対して、どういうステップでマイナス六%になつていくかということが、なぜこういう大綱の中で明らかにされないのか。その数字が明らかにならなければ、幾らあなた方が、見直しの時点で、こういうふうに見直しをした、このぐらゐに進んでいると言つたつて、それは国民の判断材料にならないんじゃないですか。

○岡澤政府参考人 個々の対策によつてちよつと違ふと思ひますけれども、例えば省エネのような形で、今でもその対策を講じているものについて、さらに延長してその対策を講じていくというものについては、ほとんどだらかに削減が期待できると思ひます。また、新しくこれから施策を追加するものについては、やはりどうしてもしなければならない時期は少ないわけですよ、進捗が図れないわけですよ。そこところは勘案しまして、いずれにしても、最終的に評価をして見直しをする責任は政府が負うわけですが、その過程で、審議会の中での審議とかやりますので、そのうした中で、とりあえずその評価を、進捗状況を評価するに当たつてどういう考え方でやつていくのかというものは整理した上で、場合によつたら、例えばこのものについては、二〇〇四年に見直しをすると言つていられるわけですから、二〇〇四年の段階でこのぐらゐのところを一つの目安として進捗状況を考えようというふうなことを整理していききたいというふうに思ひます。

○金子(哲)委員 つまりは、全く何も具体的な計画が立つていないということじやないですか。それは、私がさつき言つたことじやないですか。進捗状況にはいろいろ波がある。波があつたり、早く進むものと、時間がからなきやかなか進むものがあるというところは、私が言つていとおりでしよう。

そういうことを検討して、あなた方がいろいろなところで数字を出されたものを、これは早く進む、これはなかなか遅い、だから第一ステップではここまで行か全体としては行かないと、全体としてどこまで行くかということが国民の中には明らかにされなければならぬわけだ、それは、個々の積み上げの結果として、全体として何%削減になりましたということが出てくるのが普通じやないですか。だから、それについて私は何一つも言つたこともないし、そんなことはできないということも私でもわかりませんよ。

だけれども、では、審議会とかいろいろなことをおつしやるけれども、審議会だろ何が何だろが、政府が最終的に判断するときに、第一ステップが終つたときにこれは進んでいないという判断をするのは、どういう基準によつて判断するわけですか。目標があるから、進んでいないか、到達してないか、たつたということがあつて、それを何にも数字もなしのままに、審議会、どんなに偉い人かわからないけれども、国民に対してどう説明ができるわけですか。

○大木国務大臣 同じことを繰り返すことになりまして、けれども、一九九〇年にその過去の実績があつて、それとの比較において六%を二〇一二年ごろまでに達成しようということで、現在を比べれば一九九〇年に比べて一三%、そういう数字はあるわけですよ、いろいろな施策を総合的に組み合わせるわけがございまして、それによつて進捗状況が当然ながらいろいろと差があると思ひます。

ですから、全体として何か数字がないのかとおつしやれば、先ほど局長が申し上げましたように、一応一三%を十年間でやるとすれば、一つの

全くの計算では、一・三%ずつ一年ずつやっていけば一三%になるというのは、それは一つの数字ですけれども、むしろ先ほどから申し上げているとおり、この対策ではこういうふうにする、この対策ではこういうふうにするということがそれぞれ違うわけです。やはりそれは、民生なら民生、あるいは運輸交通について、あるいはまた産業界においてはいろいろ計画があるわけですから、それを、これは何も二年たつたり五年たつたりで初めてということじゃなくて、常にそれは注視しながら、また必要なことは申し上げていくということでもございます。先ほど申し上げました審議会というの、各省の持つておられますいろいろな審議会があります。これは十五か十八でしたか、ちよつと数は今定かでないかもしれませんが、いずれにいたしましても、そういう審議会がそれぞれに審議をされて、それをまたその合同の会議もあるということですから、そういうものを見ながら、政府としては、これはまた政府としての対策本部で、それが遅いとか早いとかいうことを判断して、必要なことは追加的にまた考えるということでもございますから、これはやはり今の段階で、例えば二年たつたら何%だということをしちよつと示せとおっしゃるのはかえって現実的でないんじゃないか。

むしろ、それは、最終的な目標というものはきちつと頭に置いた上で、その進行状況を見ながら、また必要な、それこそ必要な措置というのはいろいろあるわけですから、先ほどからの御質問で、例えば経済的な措置もするのとかというふうなお話がありますけれども、そういうものも含めて、必要な措置ということとはまた随時考えていくということでもございまして、やはりここで今何か無理に数字を出すということの方が、かえって現実的じゃないんじゃないかというふうに私は考えております。

○金子(哲)委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、私はきょうはこの質問よりほかにしたい大事な質問があったんですけれども、しか

し今のような説明で、我々、例えば見直しをされるときにも、では、国会議員は何の数字を見て、見直しに成果があったのかどうか判断する基準が私自身はないと思うんです。あなた方が説明された数字を、ただ今回と同じように、十年たつたらこの計画をやればできますということをするのみにして、そして第一ステップも、あなた方が報告されたのは、大体進捗いつておりますからどうぞ信頼してくださいというふうなことで、そういうやり方だけでこの地球温暖化対策の一三%の温室効果ガスの削減が達成するとは私は到底思えません。それをしかも国民的な課題としてやろうとしていらつしやるのであれば、もつと具体的なステップ、ステップの目標数値も明らかにしながらやるというのが、私には、その手法が国民の皆さんに理解をしていただき、速度を速めてこれを達成することができると思っています。

今のようなことで、次のステップのときの段階状況を十分見せていただきますけれども、そのようなやり方で、私は、そのぐらいの決意で計画を立てられていては到底進まないだろうということをしちよつと申し上げて、質問を終わります。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大石委員長 この際、本案に対し、奥田建君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の四会派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。奥田建君。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○奥田委員 地球温暖化対策推進法改正案に対する修正案につき、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合を代表し

て、その趣旨を御説明申し上げます。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

気候変動、地球温暖化対策は、喫緊の課題であり、先進国、とりわけ京都議定書の議長国である日本が率先してその対策に取り組むべき課題であります。ところが、日本における温室効果ガスの排出量は増大を続け、国際公約である排出量の削減目標達成が危ぶまれております。少なくとも、透明性の高い制度として、今後の排出削減を効果あらしめることが必要であり、そのための修正を行うべきであると考え、その修正を要求いたします。

以上であります。

何とぞ、御趣旨を御理解いただき、委員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。樋高剛君。

○樋高委員 私は、自由党を代表して、民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合及び自由党提出の修正案を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

流通やライフスタイルなどの人や物の流れが多様化する中で、現行の地球温暖化対策では、二〇一〇年の温室効果ガスの総排出量は、基準年比で約七%の増加が見込まれております。京都議定書の約束を成功させるには、これまで以上に政策や国民意識の見直しと実行が必要で、政府提出の改正案は、国民意識の涵養を進める観点から一歩前進している点などは評価できます。しかしながら、器だけを整えて、着実に温暖化対策を進める実効性が伴わなければ、真の対策とはなり得ません。

野党四会派提出の修正案に賛成の第一の理由は、国及び地方公共団体が所管事務と事業について削減計画を策定するなど、国、自治体のみならず率先して計画を実行することで国民意識の涵養を進めている点であります。

修正案賛成の第二の理由は、森林及び緑地による温室効果ガスの吸収作用のさらなる保全強化を図る点であります。

これら野党四会派提出の修正案に示された施策を実行することによって、政府提出の改正案に、より実効性を強固にすることに寄与していくものと考えます。

地球温暖化対策は、国際的な取り組みや、百年以上の長期的視野を見据えることが求められます。今生活する世代だけでなく、未来に生きる子供や孫、さらに先の世代の人類生存の基盤、そこに生きる動物、植物の生態系に大きく影響する問題であり、未来のために、今の世代にとってできることは何かを考え、それを着実に実行していくことが重要であります。これは言うまでもないことかもしれませんが、事業者、政府、住民を問わず、国民一人一人が改めて意識改革していくことが大切であることを申し上げ、私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○大石委員長 藤木洋子さん。
藤木委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております野党四党共同修正案に対する賛成の討論を行います。

内閣提出の地球温暖化対策推進法改正案は、京都議定書の確かつ円滑な実施を確保することを目的としているが、京都議定書の六%削減目標達成に向けた担保法としての必要な規制措置や経済的措置が盛り込まれず、国際的な公約の実現を困難にしています。ですから、日本共産党は、京都議定書の六%削減目標達成のために、温室効果ガスの総量削減計画の策定、産業界との削減協定の締結と第三者機関による検証制度の導入、住民参加による温暖化対策と地方自治体が一体的に取り組む体制の整備、事業所ごとの温室効果ガス削減計画の提出、指導、助言、公表、命令等の規制措置の導入などが必要だと考えています。

そこで、ただいま趣旨説明されました野党四党の共同修正案は、特定事業者が事業活動に関する温室効果ガスの排出抑制等の計画を作成し、その計画の実施状況及び排出量を環境大臣に報告するとともに、公表することを義務づけています。この修正案は、産業界の自主的取り組みに任せて規制措置などを先送りした不十分な政府原案を改善するため、京都議定書の六%削減目標達成のための第一歩となる、最低限で、必要な修正の提案となっております。

どうか、趣旨を御理解いただき、委員各位の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。(拍手)
○金子(哲)委員長 金子哲夫君。
賛成する立場から討論を行います。

修正案に賛成する第一の理由は、政府が京都議定書目標達成計画案を作成する際には、あらかじめ、広く一般の意見を聞くように求めているからであります。地球温暖化対策は、行政や事業者が進めるだけではなく、国民的協力がなければ促進できません。そうである以上、政府が作成する達成計画や地方公共団体の実行計画には、当然国民の意見を反映させるとともに、達成計画に対して市民のチェックができるようにすべきです。

第二の理由は、京都議定書目標達成計画を国会の承認事項として行うことです。達成計画に対する評価、その後の監視等に対して国会全体が関与することこそ、国民に対する最大の責任であります。

第三は、一定の規模以上の事業者が計画の作成、計画の実施状況の公表、温室効果ガスの排出量を公表することを義務づけていることとあります。政府案は、事業者に自主的取り組みを求めているだけにすぎません。しかし、自主的取り組みでは全く成果が上がらないことは、この間の経過を見ても明らかであります。事業者が計画を義務づけなければ、一九九〇年比マイナス六%を達成するという目標達成は不可能です。

第四は、森林及び緑地による温室効果ガスの吸収作用の保全、強化を図るよう求めている点であります。

もちろん、温暖化防止対策の基本は排出源対策であり、植林等による吸収量は補助的なものと位置づけるべきです。しかし、地球環境にとって森林の育成が不可欠であることも事実であります。政府の大綱でも、現状の水準で森林整備が推移した場合は、吸収源対策でマイナス三・九%を達成することは難しいと指摘されております。森林

整備には、大胆な労働力の投入を含め、積極的な財源措置が必要です。環境税を導入して、それを森林育成の財源にすると、公共事業を見直して森林整備へ重点配分するなどの抜本的対策を講じる必要があります。

以上、修正案に賛成する理由を述べ、私の賛成討論を終わります。(拍手)
○大石委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大石委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する奥田建君外三名提出の修正案について採決いたします。まず、奥田建君外三名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
○大石委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○大石委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大石委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、熊谷市雄君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党の七会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。熊谷市雄君。
○熊谷(市)委員 私は、ただいま議決されました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党を代

表いたしました。その趣旨を御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、パブリックコメントのみではなく、同計画の策定段階からの国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること。

二 地球温暖化対策地域協議会は、家庭内における温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置に限定することなく、温室効果ガスの排出の少ない商品・サービスの普及やまちづくりなどを含め、当該地域における温室効果ガスの削減に関し幅広く協議する場とすることを妨げないこと。

三 本改正を契機として都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定が早急に行われるよう、未指定の都府県を強力に指導するとともに、既存のセンターについても、その活動の充実に向けた体制強化が行われるよう支援に努めること。また、NPO活動や市民活動などを含む国民運動を喚起するための対策を適宜、適切に講ずるとともに、社会生活あるいは学校等のあらゆる場において環境教育の内容・機会の充実・強化に努めること。

四 実効ある地球温暖化対策を推進する上で、各主体毎の温室効果ガスの排出量の把握が重要となることから、国及び各地方公共団体、事業者等からの温室効果ガス排出量の把握、公表及び評価のあり方について検討を進め、必要な措置を講ずること。また、温室効果ガスの排出量の把握に資する各種情報の提供及び支援に努めるとともに、各種統計データについて、その共有化を進め、集計・公表の大

幅な迅速化を図ること。

五 森林・林業基本計画等の森林又は緑地に関する計画に基づいて温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図ること。また、そのための関係省庁による施策の連携を図るとともに、人的・財政的措置の拡充に努めること。

六 本法及び京都議定書目標達成計画については、本法に規定されている見直し時期到来前であっても、随時見直しを行い、京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス削減目標の達成のために必要な追加的施策を実施すること。

七 将来、更なる温室効果ガス削減目標が義務付けられた場合にも、十分対応が可能となるよう、現在の段階から、温室効果ガスの低排出型社会の構築を目指して、抜本的な国内対策を推進していくこと。

八 温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、排出削減の実効性を高めるうえで考慮されるべき選択肢の一つとしての環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改革全体の中で検討を進めること。

九 京都議定書に基づく地球温暖化対策の実効性を上げるため、世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し、あらゆる機会を利用して同議定書に参加するよう働きかけるとともに、今後、温室効果ガスの排出量が急増することが予想される途上国において、温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。

十 本法に基づく各種施策の実施が、温室効果ガスの削減にどの程度効果を上げていくかを確認し、本法の改正の必要性について検討するため、各主体における温室効果ガスの排出抑制の状況をはじめとする本法の運用状況を本委員会に随時適切に報告すること。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大石委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきましても、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大木環境大臣。

○大木国務大臣 ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力する所存でございます。

○大石委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

(報告書は附録に掲載)

○大石委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名の次に目次及び章名を付する改正規定中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第十六条の改正規定及び同条を第三十二条とする改正規定を次のように改める。

第十六条中「第十一条第五項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十二条第一項の規定による公表をしなかつた者

二 第二十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした者

三 第二十四条第五項の規定に違反した者

第十六条を第三十二条とする。

第十二条を第二十五条とし、同条の次に二条、一章、章名及び一条を加える改正規定のうち第二十六條第一項中「日常生活に関する」を削り、第二十八條中「地方公共団体は」の下に「、温室効果ガスの排出の抑制により京都議定書第三條の規定に基づく約束を履行することが基本であることに留意しつつ」を加える。

第九條の改正規定及び同条を第二十二条とする改正規定を次のように改める。

第九條第二項中「基本方針」を「京都議定書目標達成計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「事業者」を「特定事業者以外の事業者」に、「基本方針」を「京都議定書目標達成計画」に改め、「(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

政令で定める規模以上の事業者(次項及び第三項において「特定事業者」という。)は、環境省令で定めるところにより、その事業活動に関し、単独に又は他の事業者と共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。第三項において同じ。)に関する計画を作成し、これを公表しなければならない。

2 特定事業者は、環境省令で定めるところにより、単独に又は他の事業者と共同して、毎年、温室効果ガスの排出量及び前項の計画に係る措置の実施の状況を環境大臣に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第九條を第二十二条とする。

第八條の改正規定及び同条を第二十一条とする改正規定を次のように改める。

第八條の見出し中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第三項中「都道府県及び市町村は、実行計画」を「国及び地方公共団体は、毎年、第一項又は第二項に規定する計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「都道府県及び市町村」を「国及び地方公共団体」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「都道府県及び市町村は、基本方針」を「市町村は、京都議定書目標達成計画」に改め、「当該都道府県及び市町村」を「当該市町村」に改め、「(以下この条において「実行計画」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

国及び都道府県は、京都議定書目標達成計画に即して、国及び当該都道府県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標並びにこれを達成するための措置に関する計画を策定しなければならない。

第八條を第二十一条とする。

第七條第三項、第四項及び第五項の改正規定及び同項を同条第四項とする改正規定中「同条第四項を削り」を「同条第四項中「環境大臣」を「内閣総理大臣」に、「基本方針」を「京都議定書目標達成計画」に、「関係行政機関の長と協議しなければ」を「広く一般の意見を聴かなければ」に改め」に、「は、第三項」を「内閣総理大臣は、前項」を「」を「内閣」に、「による閣議の決定があった」を「により京都議定書目標達成計画を決定した」に、「を」を「京都議定書目標達成計画」を「これを国会に提出して、その承認を受けるとともに、これ」に改め、「同項を同条第四項とし」を削る。

第七條を第八條とし、同条の次に一条、一章、

章名及び一条を加える改正規定のうち第九条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第六条の次に一条及び章名を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一号又は第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

平成十四年六月十一日印刷

平成十四年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局